

平成17年第3回邑楽町議会定例会議事日程第2号

平成17年9月9日（金曜日） 午前9時開議

邑楽町議会議場

第 1 一般質問

○出席議員（19名）

1番	後藤勝子	議員	2番	松島茂喜	議員
3番	加藤和久	議員	5番	小倉孝夫	議員
6番	金子正一	議員	7番	小島幸典	議員
8番	立沢稔夫	議員	9番	小倉修	議員
10番	横山英雄	議員	11番	本間恵治	議員
12番	細谷博之	議員	13番	相場一夫	議員
14番	中川健治	議員	15番	桜井征男	議員
16番	青木久	議員	17番	千金楽幸作	議員
19番	新島正	議員	20番	石井悦雄	議員
21番	大野栄	議員			

○欠席議員（1名）

18番 松原市祐 議員

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

久保田文芳	町長
石井征彦	収入役
川田定昭	教育長
小林徳義	総務課長
石井節雄	企画課長
神谷長平	庁舎建設室長
小島哲幸	税務課長
宮沢孝男	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長
並木邦夫	生活環境課長
増尾隆男	保険年金課長
横山正行	土木課長
中村紀雄	都市計画課長
岡村静代	住民課長
諸井政行	福祉課長
金子重雄	会計課長
石井貞男	水道課長

遠	藤	幸	夫	学 校 教 育 課 長
堀	井		隆	生 涯 学 習 課 長
大	塚	久	夫	監 査 委 員

○職務のため議場に出席した者の職氏名

田	口	茂	雄	事 務 局 長
飯	塚	勝	一	書 記

◎開議の宣告

○中川健治議長 これより本日の会議を開きます。

[午前 9時02分 開議]

◎一般質問

○中川健治議長 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

◇ 小 倉 修 議 員

○中川健治議長 9番、小倉修議員。

○9番 小倉 修議員 通告に従いまして、一般質問を始めたいと思います。私、今回1時間をいただいております。ゆっくりと、しっかりと質問いたしますので、明快な答弁をお願いしたいと思います。

町民との約束、有権者との約束、選挙公約につきまして町長に伺いたいと思います。過去の一般質問の中で、公約は破るためにあるのだと、選挙公約は本人だけがつくるのではなく、その選対の関係者が選挙に勝つためにつくるのだと。だから公約は破るためにあるのだと、一般質問でそういった議員さんもおりました。私は、公約は守るためにあると思う。有権者はその候補者の公約を聞き、そして候補者の中から支持をする方を選ぶのだと思います。選ばれた人と有権者との約束であると私は思う。しかし、時には公約を超えると、そういったことも私はあると思う。公約を超えるのです。

私も2年と数カ月前に自分の選挙で大きな三つの公約を出し、86カ所街頭演説をし、396.5票、あと少しで400票、400人の支持をいただきました。その一つの柱は市町村合併であります。私は、合併につきましては今でも広域合併しかない。政令市か、中核市か、特例市、今でも変わっておりません。二つ目の柱は、庁舎問題です。自分の選挙のときには今の庁舎のままでよいと、古い庁舎でよいと。雨漏りがすれば雨漏りを直し、そして議場がうるさければ防音ガラスを入れればよいと。役場に町民の方が何人何うのですか、1年に。何回行くのですかと。役場だけよくても町民の生活が苦しければ、税金を払う立場からすれば大変ではないかと。だから私は今の古い庁舎でよいのだというようなことを訴え、お願いし、邑楽町を演説して私は支持をいただきました。これが二つ目の柱でございます。三つ目の柱は、今若い方が大学を優秀で卒業しても、高校を優秀で卒業しても就職の機会がないと。どうか役場の皆さん、夫婦者で勤めている方は、これから邑楽町を担う若い方のためにどちらかやめていただいた中で、就職の機会をまずもって邑楽町役場から広げていただきたいと。この大きな三つの柱をもとに私は選挙で訴えてまいりました。

その中で、二つ目の公約であります庁舎については、古い庁舎のままでよいと私は演説をし、有権者と約束をして支持をいただきました。しかし、私を支持し、応援してくれた多数の方から、小倉議員よと。冬場、大西風があった日に火災が発生して呂楽町に大災害が発生したのだと、また、大地震が来た。今あちらこちらで来ておりますが、そして水害が出たと、そういったときには町民が集合する場所、防災拠点をどこにするのだ、小倉議員と。今の役場では車を100台から150台置けば駐車場はいっぱいになってしまうのではないかと。それらを考えた中でも、やはり小倉議員よと。あなたの言っていることもわかるのだけれども、公約を超える勇気というものがこれから必要ではないかと。私を支持してくれた方、ここに議員がいますが、私を支持していません。400の方が私を支持してくれた。その方が、小倉議員よと。その代表の方が公約を変えろと。私はしばらく考えました。選挙で私を支持してくれた方から、公約を超えるようにと主張されたわけでございます。

そして、間もなく町長選が始まりました。合併の方向性が立ったら、基金の範囲内、26億円以内で町に合った、地味でも使い勝手のよい町民の立場に立った庁舎をと、そういった公約を出した中で立候補した方がおりました。私は、自分の公約を超えて、よしや、町長候補者を応援するのだと、そんな気持ちになったわけでございます。

話はまた変わりますが、時の総理も8月15日靖国参拝については、国内外について、アジア外交についても支障があると。国民に理解してもらうまでが大変であると考え、ことしも私は見送ったのではないかなと、そんなふうに思います。私もおじが戦死しております。しかしながら、すばらしい考えであると私は思っております。これもまさに国を考え、国民を考えた中での私は公約を超えたことだと、非常にすばらしいことだと私は思っております。そこで、町長、公約を超えるということにつきましてどう思われますか、質問いたします。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 私も庁舎につきましては、合併の方向性が出るまでは凍結したいと、そして方向性が出た場合には進めていきたいというようなことでやってまいりましたので、これからもそのようにやっていきたいと思っております。おくれましたが、きのうは大変庁舎の設計料につきましてお認めいただきましてありがとうございます。これから当初の私の公約のとおり、皆さんの協力をいただきながら進めていければと思っております。また、いろいろと今まで公約をしてきた部分もあるわけですが、公用車につきましても、就任当初実施をさせていただいたわけでもあります。そのうちに周りの町村もだんだん公用車につきましても廃止してくる町村もふえたようであります。公用車というか町長車といいますか、の部分につきましては、そういったのがふえてきたようでもあります。私もその考えについては間違っていないかなと思っております。

また、助役を置かないというようなことも発言をしてきたわけでもあります。当初立沢議員の方からも質問を受けたわけではありますが、ずっと私も考えてまいりまして、そうしましたところ、周り

の町村でもだんだん収入役を置かないような形が出てきたようでもあります。今現在は邑楽町と大泉しか邑楽郡内で収入役がおりません。残りはみんな助役なのです。そういった部分で周りの私が出馬したときからも状況も大変変わってきたようでもあります。ただ、当初はコストダウンということで四役を三役にするというような意味から、こういった形で進めてきているわけでもあります。いろいろ今後もそういった中で一つそのところがありますけれども、今後については私を支持していただいた方々のためにも、町民のためにもいい、こうしろというような場合には、町民のためになることであれば、公約を超えるようなことは必要だろうと思っております。

まとめりませんが、答弁とさせていただきますと思います。

○中川健治議長 小倉修議員。

○9番 小倉 修議員 私は、町民との約束で選挙公約をしたのだから、町民がプラスになろうと、町がマイナスになろうと、すべての公約を続行するというのなら別であります、公約を超えると思うならば、これから町のことを考えると、第5次総合計画、庁舎新築問題、保健センターの推進の問題、入札審査会、土地利用委員会、その他の内政外交、内政におきましては、役場内の仕事のこと、外交、近隣市町村、そして上部官庁、県や国との問題等を考える上で、ぜひとも町長には公約を超えていくことこそが町民への責任であるかなと、そんなふうに私は思っております。

そこで、先ほど町長が答弁した中に、平成16年の9月10日、T議員の一般質問でございます。ちょっと朗読をさせていただきます。「機構改革とその成果と実績、内容等についてお聞きしたいと思います。久保田町長は公約の中で助役を置かない、そして公用車の売却を大きな目玉として選挙に当選されたと言っても過言ではないと私は思います。そして、町長はその公約を見事に実行されて、現在では助役なしの町政として、つい先日は公用車を売却されました。非常に先ほど申し上げましたけれども、重要課題が山積している中で町長も一人でかなりのハードスケジュールをこなしていると。その若さに敬意を表したいと思います。助役を置かないで職員全員での仕事の細分化をして、支障を来さないようにしたいということを実時述べておりましたが、その辺についての効果をお聞きしたい」と、そういったことを9月の10日、ちょうど1年前にT議員が質問しております。

そこで、町長は「助役を置かなかったことについても、もちろん経費等は浮いているわけですが、町民のマイナスにならないような団結を持った中で仕事を今精いっぱいやらせていただいているところでありますが、今大事な時期だから、町にとってマイナスにならないようにしっかりとやりなさいというような言葉と思いますが、まさに議員のおっしゃるとおり町にとってもそういったことのないように、職員一同一丸となって今頑張っているところでございます」と、そうやって町長は答えております。

そして、最後になりますが、このT議員の質問は、中はあるのですけれども、「町長に最後に一つお聞きしますけれども、助役がない町政、町長はこれからも助役を置かないで町長の任期を全

うしていくのか明快な答弁をいただきたい」と。町長です。「これからも助役については置かないでやっていくかという、その辺はどうなのだというご質問だと思います。当初より自分では経費削減といった観点から、置かないでやってみたいということでやっておりました。また、これからもそういった気持ちを持っているわけですが、できるだけ町民に支障を来さない、職員一同一丸となって頑張った中で努めていきたいと思っているところでございます。今後ともよろしく」ということで町長は答えております。T議員は最後に、「繰り返したいと思えます。努めていきたいという言葉、置かないという言葉にかえられるわけですが、よろしいですか。そうすると、町長はこれからも助役を置かないで町民のために頑張っていきたいと、そういうことで、それで私の質問は終わります」と、そうなっておるのです。ちょうど1年前です。

私は、その一般質問の内容を何回も読み直してみましたところ、今の邑楽町はきのうの監査委員の報告ではございませんが、全く支障はしてないと。町にとっても全くマイナスになってないと、そう考えております。しかしながら、これからの邑楽町の行方、これからの方向を考えますと、マイナスにならないだけではだめなのです。やはり町民のためには、町行政が町民に対する姿勢はもっともっとプラスになるような方法を考えるべきではないのかなと。マイナスにならないからいいのだと、今のまま継続できるからいいのだということではなくて、町長、これからはもっともっと邑楽町単独で将来これから先も生きていくということであるならば、もっともっとプラス志向でやらなければならないと、私はそう思うのです。

そこで、私は議員には人事権はございませんが、人事のことに触れたいと思えますが、やはり今邑楽町は町長がいて、収入役がいて、教育長がいます。また教育長は別でございますけれども、助役はいないと。私考えまして、よく見ますと、助役と収入役の報酬、給与。3万円は変わってないです、1カ月。そして、地方自治法を読みますと、161条の2項、「市町村に助役1人を置く。但し、条例でこれを置かないということができる」。助役を置かないことができると、条例で。それから、地方自治法第167条、「副知事及び助役は、普通地方公共団体の長を補佐し、その補助機関たる職員の担任する事務を監督し」、助役は職員の事務を監督できるのですね。「別に定めるところにより、普通地方公共団体の長の職務を代理する」こともできると。別の定めで152条、「普通地方公共団体の長に事故があるとき、又は長が欠けたときは、副知事又は助役がその職務を代理する」と、そういった幅広い助役の仕事というものが、町民なり何なりいろいろ町政に対して幅広い動きができると。それに対して地方自治法第168条第2項、これは収入役です。「市町村に収入役を1人置く。但し、政令で定める市及び町村は、条例で収入役を置かず、市町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる」と。そして170条、収入役は、「収入役は、当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる」。1から7まであるのです。私も勉強するまで知らなかったのですが、現金の出納及び保管を行うこと。小切手を振り出すこと。有価証券の出納、保管。物品の出納、保管。現金及び財産の記録管理。支出負担行為の確認。決算を調製し、長に提出と、この7項目が収入役の

表立った条例で決められた仕事であると。どう考えても私はこの助役の幅と収入役の幅がえらく違うのではなかろうかと。これからの邑楽町を考えた場合には、町民と行政が一体となってやるためには、やはり私はそこで町長に公約を超えていただきたいと。別に町長が楽になるからとか、収入役よりか助役の方が給料がいいからそっちの方がいいとかと、全くそういうことは思っておりません。これからの町の行方、町のことを考えるならば、公約を超えることが一番よろしいのかなと。私は何の駆け引きもしておりません。

そして、過日の上毛新聞の中で、K議員から私、いただいたのですが、助役か収入役を置いてない県内自治体が全体の4割強の32市町村に上ることが13日までの上毛新聞の調べでわかったと。そういったことがこうやって書かれて、抜粋したのをもらったのですが、そういった動きが県内でも、先ほど町長が言われましたように大変あると。そういった点につきまして、私はこの人事に触れることはできませんけれども、町のためには、町の将来には、一日も早く欠かせない人材はそのようにした方が、我々町民にとっては非常に町長がよろしいのではないかと。私は、支持した町民がいっぱいいるわけです。その人たちが町をよくしたいと思うと、そう言っているのです。町長、どう思いますか、伺います。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 私も町をよくしたいという気持ちは、だれにも負けないように頑張っているつもりであります。また、町民の方々がいろいろなアドバイス等していただくわけですが、そういったものも本当に町にとってよいことであれば、それは取り組んでいくべきだろうと思っております。この助役の件につきましては、真剣にもう一度検討したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○中川健治議長 小倉修議員。

○9番 小倉 修議員 3問目の最後になります。

〔「まだ半分ぐらいある」と呼ぶ者あり〕

○9番 小倉 修議員 まだ30分か。町長が楽になるとか、はっきりしないとか、連絡がないとかなどというそういう話もありますけれども、そういうことは全くございません。今まで北部地区のバスやら何やら、本当に駐輪場にいたしましても、それなりにすばらしい成果を上げているということは当然私もわかっております。しかしながら、これ以上にやはり町をよくするためには、町のことを考えて、人事ですのでお願いになるわけですが、一日も早く勇気と伺いますか、決断を持って公約を超えるようにお願いし、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◇ 松 島 茂 喜 議 員

○中川健治議長 2番、松島議員。

○2番 松島茂喜議員 おはようございます。2番、松島でございます。これより通告に従いまして一般質問を行いたいと思っておりますけれども、過日開催されました邑楽まつりフィナーレを飾った花火

大会を見ておりまして、ふと2年前を思い出しました。当時、邑楽町は合併問題、それから新庁舎建設問題と、この大きな問題を同時に抱え、歩むべき方向を暗中模索している状況でございました。楽しみにしていたその邑楽まつりでの花火大会も、たまたま悪天候の影響で煙に巻かれ、残念ながら町民の感動を得ることができませんでした。さて、ことしはといいますと、非常にすばらしい天候のもとに夏の夜空に咲く大輪の花が、まるでこれから邑楽町が進んでいく未来を占うように、すばらしい感動を私たちに与えてくれた。

〔「松島議員、いいこと言うな」と呼ぶ者あり〕

○2番 松島茂喜議員 何が申し上げたいかといいますと、これから順次質問させていただきますけれども、まさにことしの花火のごとく答弁を町長に期待するものでございます。

それでは、まず庁舎建設についてということでございます。昨日、庁舎建設事業費を含む補正予算を議会は可決したわけでございます。そして、庁舎建設に向け新しいスタートを切ることになりました。新庁舎建設、申し上げるまでもなく50年に1度、また100年に1度かもしれませんが、これからはそうなるかもしれませんが、一大事業でございます。それだけに多くの議論がなされ、紆余曲折の結果、一たん白紙となりました。そして、今回設計業務委託料を含む2,083万6,000円の建設事業費が計上、可決されたわけでございます。議会在この予算を可決した以上、これまでの計画と比較した場合に、規模やそして工法などを含め、当然のごとく全く新たなスケジュールで進行していくものと認識をしております。この予算の執行に当たりまして、町長の基本的な考え方を再確認の意味も含め、お伺いをしたいと思います。

また、本年度末までのスケジュールにつきまして、庁舎建設室長に伺いたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 お答えいたします。

庁舎建設についての基本的な考え方をということでありますので、また設計料をお認めいただきまして、ありがとうございました。現在の庁舎は昭和33年の10月に建設され、その後人口の増加や行政需要の多様化により、プレハブの南庁舎棟を増築したり、小学校の空き教室を利用し、しのいでまいりましたが、事務効率の低下、施設の老朽化等により、町民サービスが低下しています。これらの現状を踏まえ、平成13年度から皆さんにお世話になりながら検討してきたということでもあります。私が平成15年の12月19日に長に就任したときには、総額37億円、全体工事約48億円で予定されていた入札は、既に中止をされておりました。私の選挙公約では、庁舎建設については、合併の方向性が見えるまでは凍結、そしてぜいたくな庁舎は必要ない、庁舎建設については基金の範囲で建設をしていきたいと言って表明をしてきました。その後合併については一定の方向性が出たものと判断し、公約どおりに実施をしていきたいと思っております。庁舎建設に向け新たな設計を策定していきたいと思っております。将来に向け土地の有効利用を図るべく、建物は多層階構造で、周

辺の環境にも配慮し、地域活動の拠点として皆様に親しまれ、障害者や高齢者等ハンディキャップを持つ人にもやさしく、すべての町民が安心して利用しやすい庁舎。豪華さよりも機能性を重視した庁舎建設を目指したいと思っております。耐震設計構造として防火拠点、防災拠点、防災センター機能、こういったものを備えた庁舎。高度、高速情報化社会に適応し、環境変化にも対応できる設備及び行政需要の多様化によりOA機器の導入による効率的な住民サービスの提供も考えていきたいと思っております。また、長年の利用を考慮して、空調、照明、採光等にも十分配慮し、今までに検討されたよい部分を取り入れながら、新たな設計を進めていきたいと考えているところであります。

今回の定例会で補正を計上し、皆さんに了解をいただきましたので、新たな組織を立ち上げた中で、設計業者の選定については透明性のある方法で決定していきたいと考えております。残りの部分については、室長の方から説明をいたさせます。

○中川健治議長 神谷庁舎建設室長。

○神谷長平庁舎建設室長 今後のスケジュールということでございますので、これらについて説明をさせていただきます。

スケジュールにつきましては、昨日基本設計業務委託料の決定をいただきましたので、早目に組織の立ち上げを行っていききたいと思います。それから、従来計画されたよいものを参考にしながら、今年度末を目標に基本設計の策定に向けて努力をしていききたいと思いますので、よろしくご協力をお願いします。

以上です。

○中川健治議長 松島議員。

○2番 松島茂喜議員 今町長の答弁をいただいたところでございますけれども、この庁舎建設についての基本的な考え方は、これまでとは全く変わってないということをお自身も認識をいたしました。また、今年度末までのスケジュールにつきまして、神谷室長から答弁をいただいたところでございますが、基本設計の完了まで予定しているということでございます。基本設計を完了するということは、必然的に設計業者の選定もそれまでに行うということでもありますけれども、本年度末までのスケジュールの中で私はこの部分が一番重要ではないかなと思っております。この設計業者の選定方法につきましては、前回の選定方法について少しだけ触れさせていただきますが、建築家の皆様、またそういった建築に関して専門的な知識を持たれた方で組織した審査委員会がその業者を決定したという経緯でございました。審査過程においては住民の意見がその審査委員会に対して自由に述べられるといったことも、経過としてはあったわけでございますけれども、直接的にこの地域住民が選考決定したわけではなかったということは事実でございます。また、従来の選定方法は審査過程を一般公開するというところで、非常に透明性の高い方法だということでございました。しかしながら、本当にそうであったのかなと。客観的な立場から申し上げますと、どうしても疑問符

がついてしまう。結論が出るまでの経過を情報公開するという事は、これは当然のことなのです。その結論を直接的に地域住民が出していくことによって、初めて透明性の高い選定方法だと私は言えるのではないかなというふうに思っております。こういったことから住民参加型と言われましてけれども、住民がやはり自分の家をつくるのと同じように、住民の心の込もった直接的な選考型へとさらにレベルアップをした中で、この設計業者の選定方法がこれから必要不可欠になっていくのではないかなというふうに思いますけれども、その選定方法についてお伺いをしたいと思います。

○中川健治議長 神谷庁舎建設室長。

○神谷長平庁舎建設室長 設計業者の選定方法でございますけれども、これらにつきましては透明性の高い方法で行っていきたいと思っております。過去に国、公共地方団体等が発注しました同規模程度の設計業務の実績のある設計者を選定し、コンペ方式で参加された今後予定されております組織の立ち上げた委員の皆様を決めていただく方法で、皆さんと検討して進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○中川健治議長 松島議員。

○2番 松島茂喜議員 今設計業者の選定方法につきまして、神谷室長の方からご説明をいただきました。やはり透明性の高い選定方法をするのだということでございます。今までの従来のやり方も、これは客観的に見ても透明性が高いと言われている方法であったかもしれません。しかしそれを超えて、やはりさらに透明性の高い方法、この方法でもって設計業者の選定は行うべきだというふうに考えております。また、町民の視点からも見た中でも、大変すばらしいものであるなど、今回の選定方法は私たち住民のこともしっかりと考えてくれるのだと、直接参加もさせていただけるのだと、そういったことで町民の方々から大変すばらしい選定方法だなと言われるような方法でぜひやっていただきたいと、そういうふうに思います。

さて、町長は就任当時の所信表明、町民の町民による町民のための町政を確立していくと述べられております。まさにこの言葉を裏づけるような選定方法であるわけでございますけれども、その選定方法にかんがみましてもう一つ非常に重要な部分があるわけでございます。それは、その業者を選定するに当たっての基準でございます。これはその業者の実績やそして規模のことを申し上げているのではございません。どういった庁舎をつくっていくのかという基本になる一つの柱でございます。応募されてくる設計業者にとっても、またその設計業者を選定する町民の方々にとりましても、その部分がしっかりと明確になっていなければ、どんな庁舎を設計提案したらいいのか。設計業者も非常に困惑するわけでございますし、また選定する側もどんな基準で選定したらいいのか。非常にわかりにくいといった状況が出てくる可能性があるわけでございます。こういったことも事前に払拭するためには、これからの邑楽町にとって必要とされる庁舎はどうあるべきなのか。本当に町民が望んでいる庁舎とは果たしてどんな庁舎なのかという観点から、一つのスローガンという

のでしょうか、キャッチフレーズという意味でしょうか、その点は言葉はいろいろありますが、基本的なその柱を現時点で明確にしておく必要があるわけでございます。これについてはやはり町民の負託を受け、町のかじ取りを任されている町長が明確に明言していただきたいと、そのように思います。よろしくお願い申し上げます。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 どのような庁舎を目指すのかということだと思いますが、先ほどもお話ししたわけではありますが、周辺環境に配慮し、地域活動の拠点として町民の皆さんに親しまれ、障害者や高齢者等ハンディキャップを持つ人にもやさしく、すべての町民が安心して利用しやすい庁舎。豪華さよりも機能性を重視した庁舎を目指したいなと思っているところでございます。スローガ的なものということではありますが、一言で言うのは大変難しいわけではありますが、強いて言うのであれば、小さな庁舎で大きなサービスといった感じになるでしょうか。できるだけ町民に親しまれるような、そしてサービスも行き届いたサービス、そして豪華さよりも機能性を持ったというような意味から、そういった感じになるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○中川健治議長 松島議員。

○2番 松島茂喜議員 ただいま町長の方から、小さな庁舎で大きなサービスと。確かに従来の計画ではその反対だったかもしれません。大きな庁舎で小さなサービスになっていた、その可能性もあったわけでございます。もう一度申し上げますが、小さな庁舎で大きなサービスということでございます。大変すばらしい言葉なのかなと、一言でその小さな庁舎ということ従来よりも規模的にも小さくしていくよと、経費もそれだけ削減した中でやっていくのだというようなことに加え、そして中身も大きなサービスをしていきますよと。この逆では困るわけでございます。町民の皆様方からは、庁舎は建てかえるべきだという意見を多数聞いてもちろんおるわけでございます。しかし、決してぜいたくなものは必要ない。背丈に合った庁舎でいいと、皆様一様にそういったことをおっしゃっております。

そして、まさに問題は中身でございます。建物の評価はごく短期間のうちに終わってしまいます。サービスについての評価は永遠に続くわけでございます。世界に誇れる建設よりも、世界に認められる行政を目指すことが重要であると、過去の私、一般質問で前町長に訴えたこともございました。ぜひとも子供たちの未来のためにも、建物を越える行政をお願いするものでございます。

以上、質問を終わります。

〔「終わりにするのか」と呼ぶ者あり〕

○2番 松島茂喜議員 庁舎についての質問を終わります。

○中川健治議長 暫時休憩します。

〔午前 9時50分 休憩〕

○中川健治議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

[午前10時06分 再開]

○中川健治議長 松島議員。

○2番 松島茂喜議員 続いて、行政評価システムについてということで質問させていただきたいと思います。休憩中に1時間半の通告ということで、まだまだ時間があるよという話を先輩議員からいただきました。しかしながら、ご期待に沿うことができないような状況になってきたわけですが、精いっぱい質問をさせていただきたいと思います。

先ほどの庁舎建設についての質問の中でも申しあげましたけれども、重要なのは建物よりも中身でございます。この中身の部分についてということでこの行政評価システムの質問と関連を、先ほどの庁舎建設の問題がしているわけでございますけれども、この行政評価システムにつきましては、邑楽町についてはまだ現在取り組んでいる状況ではございませんので、これからの行財政運営を行っていく上で、どの程度必要性があるのか、またないのかというところからの議論になろうかというふうに思っております。最近ではこの行政評価という言葉が頻りに新聞紙上、テレビ等でも聞くようになってまいりました。まずはこの行政評価とは何ぞや、どういうものなのかということを担当の課長にご説明を願いたいと思います。

○中川健治議長 石井企画課長。

○石井節雄企画課長 お答えをいたします。

ただいまの行政評価システムということのご質問でございますが、町が行いますさまざまな行政活動の目的やそのねらい、それらを明確にしまして、その成果を数値であらわすことによりまして、どれだけの成果があったかと、あるいは執行した費用に見合うだけの効果が出たかと、また行政活動を客観的に見直しをしまして、その結果を改善につなげていくと、こういうことになろうかと思っております。そのことは当然効率性の向上、あるいは満足度の向上、有効性の向上、充実性の向上、こういうことが図られるということになるかと思っております。

以上です。

○中川健治議長 松島議員。

○2番 松島茂喜議員 今課長の方から、こういうものですよということでございますけれども、やはりこれだけ財政状況が悪化している中で、どうしてもすべての事業について均等にサービスを行っていくことが非常に難しくなっていくだろうと。その事業の見直しを初め洗いざらしをした中で、どういった事業が必要なのか、また必要ないのかという判断、その基準をつくるのがこの行政評価システムであろうというような考え方であるという話でございました。現在総務省のこれは統計になりますが、ここに手元にあるのは平成16年7月末現在の資料でございますが、この地方公共団体における行政評価の取り組み状況ということで、町村レベルではまだまだ既に導入済みのところ

は160団体、構成比から申しますと6.7%。そして、試行中だというところが95団体、3.9%。そして検討中、45.6%、該当なしというところで43.8%と。まだまだ町村レベルでは低い数値となっているわけですが、全体の平均を出してみますと、都道府県、それから政令指定都市、中核市、特例市、それから市、それから町村と、六つに分けた中での全体での平均ということでございますが、約70.7%というところで既に導入済みのところ、試行中のところ、検討中のところと。ここを合わせた数字の平均は70.7%。該当なし、以外というところ。それだけの自治体が全国規模ではやはりこの行政評価のシステムについては取り組みを行っている、または検討中であると、また試行中であるということでございます。

これだけ多くの自治体に取り組んできているということの背景には、先ほど申し上げましたけれども、非常に経済的に厳しい状況があるわけですが、そういった中でも町民のニーズというのはますます多様化していくわけですが、必然的に事業の見直し等が急務となっていることは、この邑楽町も決して例外ではございません。それだけが行政評価の目的になっているわけではありませんけれども、導入することによっての効果は多くの自治体で住民の大きな利益となって、結果として出ているのではないかなというふうに考えられるわけですが、最少の負担で最大のサービス、先ほども庁舎の中で小さな庁舎で大きなサービス、こういった町長のお言葉がございました。それと全く同じでございます。これが行政に課せられた使命、最低限課せられた使命であるわけですが、現在行っている事業が本当に住民へのサービスとして評価を得ているのかと申しますと、それをやはり判断する基準や指標が現在のところではないと。ニーズの多様化に比例しまして事業の数はどんどん、どんどん増加していくわけですが、それがどの程度住民のためになっているのか。その事業の目的をどれだけ達成しているのかを把握しなければ、その問題点も改善策も見出せない状況にあるわけですが。

仮に民間の企業に置きかえまして申し上げますと、例えばさまざまな業種ございますけれども、お客様がどんなサービスを望んでいるのかまず的確に把握をいたします。そして、それを実践するわけです。しかし、そのサービスがお客様にとってみれば不評だということであれば、すぐ数字としてあらわれていくのです。そうすれば、その数字を見た中でやはり改善策は何なのか、問題点はどこなのか、そういったことを検討して、またそのサービスを提供するかどうかという判断をしなければならぬわけです。しかし、行政ではそういうことがなかなかできないわけです。数字として先ほども申し上げましたが、あらわれてくるということは、なかなかこの行政評価システムなしではできない、そういったことでございます。数字で挙げるということがすべていいということではございません。しかしながら、そのサービスを直接受けている住民の方が本当に満足しているのか、していないかというぐらいの把握はやはりしなければならぬわけです。それによって改善策はどうだ、問題点がどこにあったのだと、そういったことも含めまして、もちろん職員の意識改革から始まり、そして経費削減につながっていくと、そういった考えであるわけですが、そ

のサービスを町民の方は、行政サービスですが、受けている方も、例えば邑楽町に住んでいる方が、邑楽町の事業なりその行っているサービスを受けているけれども、実際のところまだ満足していないよと。しかし、ほかの町村に行ってそのサービスをまた受けることができないわけです、そこに住んでいる以上は。中には例外もございます。ほかの町村に行けば、同じようなサービス内容でもっと向こうの方がいいよと言え、向こうで受けられるものもございます。しかしそういう事業ばかりではないわけです。どうしてもそこに住んでいる以上は、それではまんしなくてはならないですね、サービスを受ける側が。しかし、民間ではそうはいかないですね。あっちのお店の方がサービスいいよと。やっていることはすばらしいよと、満足するよと聞けば、そっちへ行くわけです、すぐ。自由です、どこへ行こうが。ですから、競争意識がもちろんあるわけです。しかし、行政ではそういうところがどうしても見え隠れしている部分があるわけです。また民間と行政とではもちろん違うわけでございますけれども、そういったその町民のサービスを受ける側の立場になってみれば、これは必要があれば、どんどんその事業を拡大して展開してもらいたいし、必要ないと、もう何十年も続けているけれども、この時代には合わないし、住民の評価も得られないと、そういった判断が下されれば、そういうものは切り捨てていく。そういうことによってより効率的な行政が行えるわけです。それが経費削減にもつながっていくわけでございます。

そういった観点からも、この行政評価というものは、やはり私は必要性がこれからの邑楽町にとっても非常に高いのではないかというふうに考えておりますけれども、町長はこの行政評価システムについては、こういった考え方を基本的にお持ちなのか。その部分をお伺いしたいと思います。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 行政評価システムについて、どのように思うかということですが、私も大きなサービスを提供していきたいと思っておりますけれども、今までの多目的ホール等も要求が高いわけでありまして。しかしながら、それよりも児童館や保健センターの方がもう老朽化もして、本当に困っているのだということで、どちらが必要性に迫られているかということをとんびんにかけますとすれば、やはり優先順位から考えて、児童館の雨漏りしているあといった施設や保健センターだろうということで、今回も取り組みをさせていただいたところでもあります。そういった中でむだな事業というものについては、今ないというふうに思っておりますが、本当に町民に満足を得られているかどうかという部分につきましては、もう一度町民の方からいろいろと声を聞いた中でもやっていく必要はあるだろうというふうにも考えます。計画を立てて実施して、そしてそれを評価していただく。そして、その評価を次の事業に生かしていくということによって、町もどんどん変わっていくし、いい方向にいくのだろうと、そのようにも思っております。この評価システム、自分を振り返りながら少しずつ直していく。もし悪いところがあるのであれば直していく。そして、きめの細かいチェックということを考えれば、こういった行政評価システムは必要だろうと思います。今後はこういった庁舎の方も新しくなり、中身も変えろということでもありますので、職

員一同みずからチェックをしながら、いい行政運営ができればと思っておるところでございます。
この評価システムについては、今後必要になってくるというふうに、必要であるし、またやっ
ていかなければならないというふうには思っております。今後このシステムについていろいろ研究を
しながら、検討していきたいと思っております。

○中川健治議長 松島議員。

○2番 松島茂喜議員 ただいま町長からいただいた答弁の中に、外より中だよと。庁舎も新し
くなるけれども、中身も変えていくのだよというような意見が多数出ているというお話でございま
した。そして、また中身も同時に変えていかなければならないというような責任感ある答弁をいた
だいたところでございますけれども、確かにこの行政評価システムにつきましては、私自身もまだ
勉強不足でございますけれども、近隣の市町村などを見ますと、近いところでは太田市などが
取り組んでいるということでございます。この太田市の取り組み方といたしまして、評価をして
いただくのはあくまでも住民である。職員が自分で行っている事業を自分で評価したのでは
当然だめだと、いい評価ができない。いい評価といいますのは、客観的に見たもちろん評価
です。それができないということでございます。これに取り組んでもしいくとすれば、一番
重要な部分はそこでなかるうかと。どんな事業に対しても受けている住民がいるわけ
でございますが、そのサービスを受けている住民の方々がどれだけそのサービスにつ
いて満足をしているのかどうか。いろいろアンケートをとったりいろいろな方法を使
って太田市の場合はやっているようでございますけれども、住民の視点に立った
そういった評価というものがされてこそ、初めてこの行政評価システムとい
ったことになるのかなというふうにも思っております。

これから第5次総合計画が策定されるその策定期間でございますけれども、この
庁舎建設とぜひとも並行して、何度も繰り返しますけれども、先ほどの町長のス
ローガンのとおり小さな庁舎で大きな行政サービス、これを執行していただ
けることをお願いを申し上げて、私の質問とさせていただきます。時間は大
変余りましたけれども、次の方にご期待をしたいと思います。どうもありが
うございました。

◇ 立 沢 稔 夫 議 員

○中川健治議長 8番、立沢議員。

○8番 立沢稔夫議員 8番、立沢でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

今、日本国民が衆議院選挙のために大きな耳を傾けています。自民党の郵政改革論、そしてまた
二大政党の一つである民主党は改革反対と、国の将来への重大な選挙と言えるでしょう。我々も信
頼の置けるしっかりした人物を選びたいな、そんなふうを考えるわけでございます。

さて、質問に入るわけですが、今回の質問は、町が各行政区に対しまして公聴会を開いて
いただきました。そういった中での地元の皆さんのいろんな意見が町に出されたと思
います。それ

を参考にしながらご質問をしたいと思えます。主題は、企業誘致と周辺環境整備についてでございます。もう二十数年になりますか、赤堀、鞍掛に工業団地の造成の計画があり、そして地権者の協力により第1団地が当時造成販売されたわけでございます。そして、その後今度は経済の成長の中で第2団地の造成というまた大きな問題が起こりまして、それも見事クリアした中で第2団地が造成され、今では大手企業が非常に大きな活躍をなされております。その後日本経済の成長とともに今度は鞍掛第3工業団地という、また造成の計画が持ち上がりまして。私もその辺については非常に自分たちも密接に関係したもので、この辺のことを中心にしながら質問に入るわけでございます。

当時、私も地権者の一人でございますけれども、176名の地権者がおり、総面積46.8ヘクタール、そして造成後の分譲開始が平成9年の4月。そして、現在は6社の企業が進出をされている。当時の販売価格が平米3万4,400円。非常に当時としては高いかな、そんなふうにも考えられました。しかし、経済成長の中でそういった価格が生まれたかなと思っております。しかし、その分譲が開始された当時、日本経済も成長の陰りが見えてまいりました。そのために大手企業の海外進出、そういった余波を受けた中で今度は中小企業の仕事の減少。しかし、そうはいっても地元の農家の並々ならぬ努力で造成された工業団地。町の税収を高め、また地元商工業の潤い、また農工一体を目指す町、町民の生活基盤にも相乗効果に大きなメリットが生まれてくる、そういった工業団地かなと思えます。今そういった現状の中である地域においては、工業誘致のために行政がプロジェクトチームをつくって、数百社の企業を回って工業進出に努力をされている、そういったことも聞いております。

そこで、町にお聞きしたいと思います。今現在、進出を予定されている企業があるのだろうか。決定されているのか。それらと、来年のことではあるが、進出が非常に少ない中で、これからも一日も早く分譲地販売をしてほしいが、規制緩和を考えた中で担当者はどのような対策を考えているのか。まだ造成の2分の1の面積が売れ残り、特に一番大きい面積が雑草に埋まっている。それらの対策を町長と担当課にお聞きしたい。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 進出企業について、そして誘致等どうしているのだと。草がはえているけれども、どうなっているのだというようなことかなと思うのですが、いろいろと今その辺もスムーズに進められるように努力をしているところであります。細かいこと、部分につきましては、課長をして説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○中川健治議長 中村都市計画課長。

○中村紀雄都市計画課長 お答えいたします。

議員からもご説明がございましたとおり、現在鞍掛第3工業団地につきましては、平成9年に分譲が開始されまして、現在6社の企業が進出をしているところでございます。今後の企業の進出の

状況でございますけれども、この7月に大阪の企業1社が県との土地売買契約の締結を行いました。その他数社が進出に今強い意欲を表明しておりまして、近いうちに土地売買契約に至るのではないかとというようなことで県からの報告を受けているところでございます。誘致に対してのその対策は何か講じているのかというご指摘でございますが、企業誘致に対しましての具体的な行動につきましては、最初群馬県の取り組みでございますけれども、群馬県では県のホームページに工業団地情報を掲載しております。問い合わせの企業には必要によりまして企業訪問を行っております。また、最近ではこの9月に東京で産業立地説明会を開催をいたしました。また、11月に大阪においても開催を予定したいということで報告をいただいております。

では、町は何を行っておるのかということになりますけれども、町では県と同じくホームページに工業団地情報を掲載をしております。進出に意欲的な企業には町長及び職員が企業訪問いたしまして、町の企業誘致条例による進出企業への優遇施策について説明をいたしまして、進出していただくようお願いしているところでございます。また、電話等による企業からの問い合わせに対しましては、県の企業局の販売促進課と連携しまして、情報の提供を行っているところでございます。その他規制緩和を何か行うべきだというご指摘でございますけれども、現在町の方で工業団地に進出する企業に対しましては、緑化協定と公害防止協定を締結をお願いしているところでございます。特に緑化協定につきましては、今まで工業団地への進出企業は大規模工業用地を必要とする企業を前提としまして、緑化協定を検討してまいりました。敷地面積の20%以上を緑地化することをお願いしてきたところでございます。しかし、現在の景気低迷等によりまして、県で販売する工業団地の区画が小規模区画に移行しております。よりまして、規制緩和の一環としまして、一律20%以上の緑化率をお願いしてきたものを、今後工業敷地が5,000平方メートル未満につきましては、5%緩和しまして15%と。5,000平方メートル以上の敷地につきましては、今までどおり20%以上の緑地化をお願いしたいということで、規制緩和の一部をしていきたいというふうを考えております。この15%以上をもっと低くということになりますと、県の方で工業立地適正化条例というのがございまして、この条例により15%は最低線だということで条例化されておりますので、これ以上緩和することについては難しいものと思われれます。

以上でございます。

○中川健治議長 立沢議員。

○8番 立沢稔夫議員 ただいま企業の進出、またこれからの企業誘致のためのいろんな努力、大阪への産業説明会とかそういったものを今お聞きしまして、非常に努力されているなど、そういうことに考えるわけでございます。これからも今の規制緩和を初めとした中で、ぜひ今課長が申し上げられたその対策あるいは対応を手抜きのないようにひとつお願いしたいというふう考えるわけでございます。

また、進出企業が決まっているということですが、質問に限りがございますので、本当は名称も

お聞きしたかったのですが、またこの辺について後日お伺いさせていただきたい、そんなふう思っております。

次に移りたいと思います。そういった中で工業団地造成、いろんな国、町、県へ提供されている地域は、そういったものの提供によりまして、周辺にいろんな施設あるいは環境整備等が行われているのかな、そんなふうにも感じるわけでございます。しかし、第3工業団地が今半分販売された。そういった中で今までの第1団地、第2団地を考えた中で、赤堀地区には町の施設が一つもない。これは地元のいろんな要望もございませうけれども、そういった中での今までの経過だと思います。しかし、今第3工業団地がもう少し頑張ればというところまで来ております。地権者もそれなりの努力の中で農地の販売をさせられたわけでございます。もちろん販売したわけですから、それなりの収入は農家にも入っております。しかし、収入が入ったからとて地域住民が安心できることだけではないと思います。いろんな環境も必要でございます。それらを踏まえた中で国から団地造成後の周辺等のいろいろな事業に使われる補助金があると聞いております。その補助金の名称は産業再配置促進費補助金、俗に言う工配法という言葉がよく使われております。そして、その金額は平米5,000円から6,000円、そういったこともお聞きしております。それを考えたときに、その地区には町民が集うような施設、団地周辺には何もありません。これは先ほども述べましたけれども、今まで町はその補助金が相当額国から町に補助金として出されていると思います。そういった補助金を町はどういった施設、事業に使われてきたのか。その辺のところを担当課長にお聞きしたい。

○中川健治議長 宮沢産業振興課長。

○宮沢孝男産業振興課長兼農業委員会事務局長 お答えいたします。

昭和49年度におきましては、町立集会所建設事業、これは新中野でございますが、邑楽工業団地が関係を行いました。昭和52年度におきましては町民体育館建設事業、これにつきましても邑楽工業団地でございます。昭和59年度、産業研修会館の建設事業でございます。第2工業団地、それから昭和60年度、これも産業研修会館の建設事業でございます。この事業につきましましては2カ年の事業でありましたから、この60年度の方につきましましては、邑楽工業団地でございます。さらに平成3年度、スポーツ・レクリエーション広場の新設事業、これは第2工業団地が該当いたしました。そして平成6年度、これにつきましてもスポーツ・レクリエーション広場の事業ですが、平成3年度につきましましてはグラウンド整備、そして6年度につきましましてはナイター照明の設置でございます。両方とも第2工業団地でございます。そして平成17年度、今年度であります、町立の南児童館の建設事業、これは第3工業団地が関連をしております。

以上でございます。

○中川健治議長 立沢議員。

○8番 立沢稔夫議員 今報告の中で、赤堀地域以外の団地造成もございませう。しかしそれらを含めた中での町への施設は非常にすばらしい施設がたくさんつくられたかな、そんなふう思うわけで

ございます。今課長の方は金額は申し上げなかったようではございますけれども、私が調べた結果によりますと、3億7,000万余のお金が町に来ているのかなと、そんなふうを読んでおるわけでございます。もし間違っていたら、後でまた訂正しますけれども、そんなことでございます。

しかし、今の申し上げた施設、この中の幾つかは工配法の金を使わなくも、町は私がつくらなければならなかったかなと、そんな施設もあるのではないかなと、そんなふうにも考えるわけでございます。しかし、今そういった金でその事業が行われてきました。それを今私のいわんとするところは、団地販売の実績の大きい当赤堀地区でございます。もう最後の団地かと思われまします。そんな感じがします。町の生活に大きな力となってきたとも考えます。公聴会での多くの人たちの意見が地区の団地造成後の環境整備、あるいは道路整備、そういった質問がたくさん出されたようでした。

つい昨年のご事情でございますけれども、ある山林に郵便局強盗の証拠書類が埋められている、こんな捜索が栃木県警から赤堀の方に連絡がございました。そして、30人余の県警が訪れまして、2日間びっちり捜索をされた、そんな山林も赤堀にはございます。また、それ以前には産業廃棄物が4トン車でその地域の道路の真ん中に捨てられて、約3カ月余、道路をふさいだまま。そういったこともございました。3回も工業団地がつくられた赤堀の地区、なぜそんなに不思議な事件が発生するのか。今そういったことを申し上げた中で、現在ではいろんな地元と町との連携の中で、できるだけ環境を明るくしようということで運動を起こしております。そして、公聴会の中で一つ町長にも皆さんが質問しましたけれども、まず朝夕のラッシュの交通緩和のできる道路環境整備、そういったものが非常に表に出ました。一つ二つ今申し上げたいのは、工業団地の中に16号、17号線という25メートル道路が新堀川で行きどまりになっております。これらを地元の人たちは354にバイパス的に計画ができないのかと、そういった要望がございます。それともう一つ、赤堀の中にある古戸館林線、これのバイパス問題も何年か前に持ち上げられました。これらの今後の計画はいかなるものか、その辺のことをお聞きしたいと思います。

また、そして最後になりますけれども、工業再配置補助金が行政区では使えないというような話も聞きます。しかし、これだけ提供した地区民のためにも、町は町単独でこれからそういった事業を計画していただきたいなと、そんなふうにも考えております。一つの今地元の例といたしまして、ただいま事件が起きた平地林の神社境内付近、この辺を基本にして少子高齢化の中での憩いの場をぜひ町で計画をし、地元と提携しながら進めていただける方法を考えてほしい。この二つを町長と担当課長にお聞きします。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 議員の地区の整備が土地を提供したにもかかわらず、されてないのではないかなというような、端的に言いますと、そういうことかなと思うのですが、これから課長の方から説明もさせますが、大変協力をさせていただいているところでもあります。また、神社の周りの整備ということではありますが、神社所有の土地ですと、ちょっと難しいと思うのですが、町の方で事業に取

り組めるような土地であれば、それはいいと思うのですが、またいろいろと町の方でやりくりをした中で、そういった事業が取り組めればとは思いますが、皆様のご協力をいただいた中でいろいろ研究をしていきたいと思えます。細かい今までの経過、そして354といえますか、工業団地の中の道路、またそれに関連した周りの状況については、課長の方から説明をさせたいと思えます。あの地区の整備については、大変協力をさせていただいているところでもありますので、よろしくお願ひいたします。

○中川健治議長 中村都市計画課長。

○中村紀雄都市計画課長 お答えいたします。

先ほど議員からもご説明がございましたが、現在鞍掛第3工業団地内に南北に延長にして約721メートルほどの、ちょうど16の71号線という、基本的幅員につきましては25メートルの4車線の道路が築造されているところでございます。この道路は平成元年度に国と群馬県と栃木県が行いました両毛広域圏のパーソントリップ調査、これは人の動きを調べる調査でございまして、それによりまして主要地方道足利・邑楽・行田線、この役場の東を通過している道路でございまして、将来の交通量が増大するとの需要予測によりまして、新たな代替道路が必要との結果に基づく路線といたしまして、鞍掛第3工業団地造成時に県の企業局にお願いして築造したものでございます。その後、この路線の全体計画に対する都市計画決定につきましては、群馬県と栃木県の協議が進んでおりませんで、計画に至っていない状況でございまして。また、国道354号線、広幹道までの都市計画決定につきましては、技術的課題と現在邑楽町における都市計画道路、8路線でございますが、整備率が約20%台ということでありまして、新規に都市計画道路として決定できるかどうかについては、今後検討させていただきたいと思えます。

以上でございます。

○中川健治議長 横山土木課長。

○横山正行土木課長 お答えをいたします。

鞍掛第3工業団地周辺等の環境整備の状況、特には道路整備を中心としたところの状況につきましてご報告をさせていただきます。地域性から、行政区で申し上げますと、30区、31区の区域内で道路整備等を行われたまじ実績について、平成6年度から昨年度、平成16年度までの間の状況について申し上げます。なお、平成11年度までにつきましては、所管課につきましては、当時の建設課、それから農政課、12年度以降は現在もございまして、土木課が担当している事業でございまして。総体的に申し上げますと、地域内の延長の長い道路、短い道路等ございまして、道路につきまして26路線ほど整備をしてございまして。そのほかに揚水のポンプ機場1カ所、排水路の改修を2カ所、全体では29カ所。工事の発注件数にいたしますと、39工事の事業を行いまして、地域の環境整備に取り組んできている状況でございました。

次に、周辺の県道等の道路の整備の状況につきまして、町としての企業誘致の促進、あるいは地

域の利便性ということから、去る7月の12日に町長から東部県民局長に対しまして要望書を提出してございます。その内容でございますが、4項目ほどございます。まず、先ほども議員の方から話が出ましたが、県道の古戸館林線、これにつきましては特に早急をお願いしたいという中身としては、先ほど出ました町道の16の71号線との交差点、現地ではT字路になっているわけですが、このT字路の交差点改良を早急をお願いしたいというような内容が一つでございます。それから、主要地方道足利・邑楽・行田線、役場の東の南北の道路でございますが、県道の矢島大泉線、いわゆる狸塚の高原という信号機、これから南に向かいまして十軒というところの信号機までの間の都市計画の幅員による整備をお願いをいたしました。いわゆる16メートルの道路で整備をお願いをした次第です。特にその中でも緊急性の高い部分としては、団地内の東西の幹線道路、町道では幹線34号と称しますが、これとのやはりT字路の部分について改良をお願いをしているところでもございます。さらに、県道の古戸館林線、一部矢島大泉線とも重複をしておりますけれども、いわゆる新堀川にかかる新堀橋の部分のやはりT字路の交差点になっているわけですが、ここの部分の交差点の改良をぜひお願いしたいということ。それから、四つ目。やはり古戸館林線、これにつきましては都市計画決定をしてございます。団地の付近等につきましては、現道拡幅ということですが、これは館林方面に向かいますと、明王院というお寺があるのですが、その手前からバイパス区間になりまして、やや東側に迂回をして人家を避ける形で国道354、それをまた越えまして、現在の古戸館林線、間下会館付近で現道に乗っかりましていく線形で決定されておりますけれども、この都市計画決定に従った道路の整備促進もお願いをしてございます。特には354の交差点までの間を早急をお願いしたいと、このような4点につきましてお願いをしているところでもございます。

以上でございます。

○中川健治議長 立沢議員。

○8番 立沢稔夫議員 大変細かなご説明をいただきました。ありがとうございました。これからも農工一体という考えの中で地域、特に住民に潤いを与える、そういった方向性で地域が安心して暮らせるまちづくり、それらを地元の意見を交えながら切実にお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

○中川健治議長 暫時休憩します。

[午前11時00分 休憩]

○中川健治議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

[午前11時15分 再開]

◇ 小島幸典議員

○中川健治議長 7番、小島議員。

○7番 小島幸典議員 7番の小島幸典です。議員の責務により、通告に従い一般質問させていただきます。

今世界じゅうで豪雨、台風、巨大ハリケーン等異常気象が日常茶飯事に起き、地球の環境問題が国や行政だけではなく、私たち一人一人に何ができるか問われているときであります。日本経済は年間約500兆円の国内総生産を稼ぎ、20億トンの資源を毎年使い、空気中に炭酸ガスを13億トン出して4億5,000万トンの廃棄物を出しているということであるから、人間の物質経済成長は爆発的に発展し、ほかの生物種の固体数はこの30年間に約40%減ったと東大のY教授は言っています。いろいろな研究の結果、地球の気候はゆっくり変化するのではなく、激烈に変化するとY教授は予想している。だとすれば、私たちは激烈に変化する自然に対しても、自然に対するレッスン、学習ですね、ふだんの生活の中に取り入れて、物質万能主義から知的文化、精神文化主義に進化させ、森と水と空気を生活の基本として、祖先が残してくださった自然を大切に保護することにより、邑楽町の財産である平地林や里山の環境保護をこれから進めたいと思います。自然環境は今世界、また言い換えれば、地球規模で保護の対象にみな目を向けています。日本でも屋久島、高野山、知床半島など世界遺産として認められ、環境保護をアピールしています。

そこで、現在邑楽町に残っている緑豊かな平地林、里山、環境保護と、町民のレッスン場として今以上に活用しようではありませんか。そういうことを踏まえて私が調査した中で約6カ所または7カ所平地林群落があります。一つとして、おうら創造の森の西、またおうら創造の森の東、これは西は緑化センター西で、まだ新しくて木が若く、幼児とか老人の散策には不向きかなと。散策道路は整備されていますけれども、またおうら創造の森において鶉地区、これは自然散策、昆虫の森花木エリア、整備林散策エリア等きれいに標識が立っておりますけれども、中をのぞけば確かに草は刈られております。でも、できた当時は木くずがちゃんと敷かれて、これは障害者でも車いすですら通って楽しめ、また森林浴、マイナスイオン、特に南側には多々良沼が隣接してありますので、すばらしいなと思っていましたけれども、私が3日前にまた調査した結果、人が入れるような状態ではないことでもあります。ということは、隣接の境界もなく、また調査した人はわかると思うのですけれども、荷縄みたいな黄色と黒の縄で囲ってあったり不自然、何であそこだけ三角に囲ってあるのか。木にはラベルが張ってあって、こういう木がクヌギかな、イゴかなと。これは確かに勉強になる。でも中へ入れないので、勉強にならないですね。そういう宝の持ちぐさもあります。それと、三つ目です。松本古墳、これは松本公園の東なのですけれども、これも今話したように切った木は切りっぱなしで、ぶっ積んであります。こういうもったいない。本当に楽しめる、みんながベンチへ座って話ができる、そういう環境ではないです。そういうことを踏まえますと、まだまだ邑楽町の花木、自然に対する気持ち、俗に言うソフト面ですけれども、これからは木を植えても、木というのは50年、60年、100年たたないと、お年寄りと同じように味が出てこないと思うのです。そういうことを含めると、非常に大事なこれから町の仕事ではないかなと。

それと、五つ目は、玉製作所の西にあそこへパインウッド21と、これも県の立派な標識があります。その標識の中に多目的総合整備事業と銘を打ってありますけれども、これも一時は鶉の緑化センター、創造の森と同じように散策できたと思うのです。よく見ると、中へ入れるようなあれがあります。しかし、これも手が届かないというか、本当にもったいないです。そういうことを考えると、これからハード面、保健センター、庁舎建設、いろいろ文化施設、そういうのに目を向けるのもこれは結構です。でも、教育は百年の計。要するに子供たちがフェアブルやシートンにならなくても、それに近づけるような心の教育が大事ではないかなと。そういうことを踏まえて私は太田の東山公園、ここへも足を運んで行ってきました。そうすると、ここには太田の松の木を守ろうとか標語がありまして、オーナー制をとってありまして、看板にオーナー、だれだれ。これで大体4本か5本全部管理していると思うのです。私も時間がなくて本当に申しわけなかったのですけれども、太田市の花と緑の推進課、ある人を通して、どういうことで発足したかということ进行调查したのですけれども、ちょっときょうに間に合わなかったので、その辺は本当に申しわけないと思っております。そういうことを踏まえまして、それと光善寺の西と東にちょっと平地林が現在残っています。それと、まだ小さいのがいっぱいありますけれども、こういう自然の先人が残した宝物は、もう一回伐採すると戻ってこないのです。知床もそうです。知床も15年か20年前を思い出してくれればわかると思うのですけれども、100ヘクタールとか200ヘクタールを2,000円でオーナーになってくださいよと、そういう運動を起こしまして、ラルフ・ネーダーさんの自然保護のヒントで知床の市長がやったと思うのです。それだから今ああいうふうに残っているのが一つのきっかけではないかなと私は思うのですけれども、そういうことで邑楽町でも私が見た限り6カ所ありますけれども、一つたりともお年寄りの車いす、子供の乳母車で散策できるところはないのです。一つ公園をつくってください。何十億もかかるのです。そういうことを考えたら、これは今手をつけなければ、とてもではないが、どんどん、どんどん荒廃していきまして、もうただの裏山になってしまうのではないかなと。そういうことを考えて私は提案をするのでありますけれども、どうですか、ひとつ課長にこれからの平地林の保護の指針、それと現在までのやってきた仕事の経過をひとつ教えてもらえれば、次のステップに移る手だてとなるので、お願いします。

○中川健治議長 宮沢産業振興課長。

○宮沢孝男産業振興課長兼農業委員会事務局長 お答えいたします。

平地林の管理体制はどうなっているのかということですが、まず創造の森につきましては、現在群馬県が管理をしておるところでございます。この間聞いてきましたところ、年2回、5月と8月に草刈りを行うということが決まっているのだそうでした、それ以外にも行っているというふうに聞いております。私も実は7日に見てきました。山も歩きました。確かに少し雑草が伸びているかなというふうには思うのですけれども、散策ルートもあって、ちょうど草を刈るときと刈るときの端境期かなというような感じもいたしました。その大山地区については、実は今申し上げましたよ

うに群馬県が借用して管理しているわけですが、これが今年度で10年間の借用期間が終了いたします。それで担当の方に聞きましたところ、県といたしましてはさらに今後も借用していきたい、そういう意向をはっきりこちらに申ししてきました。したがって、今年度で終了ということですから、これから地権者と話し合いを進めるということになろうかと思いますが、町といたしましても今後良好な状態を保つように県に働きかけていきたいというふうに思っているところでございます。そのほか大黒保安林の話もございました。

それから、太田の東山公園の関係でございますが、特に町全体といたしますと、伐採届けが必要な森林面積の台帳を見ますと、本町には約43ヘクタールということになっております。公園を除きますと、すべて個人所有であります。一方では見方を変えれば、先ほど議員も言いましたが、地域の財産と見ることもできるというふうに考えているところでございます。特に郡内では比較的平地林が多いと認識しておりまして、自然環境を考えた場合、大変有用な資源でもあるというふうに思っておるところでございます。その自然を大切にすることをどうやってきたかというご質問でございますが、今ちょっと時間が厳しくて休止状態になっておりますが、一つには、職員有志が集まりまして平成6年度に組織をつくりまして活動をしてきた経過がございます。先ほどご指摘ありました大黒保安林、パインウッドとも言っていますが、下草刈りを生活研究グループ、当時は改善グループというふうに言っていました。その皆さん、あるいはその活動に賛同してくれた町民の方等共同で下草刈りを رفتたり、あるいは平成8年、9年あるいは平成12年にかけて、木の名前、いわゆる樹名板でございまして、それを植物の先生の指導を受けながら大黒保安林、それから多々良沼公園、それから先ほど出ましたけれども、鶉大山に全部で200枚以上設置をいたしまして、住民の方々に少しでも利用していただきたいということで活動してきたところでございます。

なお、大黒保安林のことも出ましたけれども、平成2年から10年間の借用期間が切れておりますけれども、実は現在も町で年2回、地権者の方々にご連絡を申し上げまして、それで下草刈りをしているところでございます。また、県内にはフォレスト群馬21等の、これは代表選手でございますが、等の団体もありまして、連携しながら、よりよい手順にしていきたいというふうに考えております。さらに所管は違いますが、教育委員会ではこの平地林に関する冊子をつくりまして、ふるさとの雑木林というものをつくりまして、今まで活用を図ってきたところでございます。

以上でございます。

○中川健治議長 小島議員。

○7番 小島幸典議員 今課長から今までの流れというのを説明してもらいましたけれども、今までの流れとして下草を刈りましたよ、要するに歩道、また欲を言えばあずまや、ベンチ等は全然話に出てないのですけれども、そういうことの中でこれからみんなとちょうど町の職員が会をつくってやっているということで、非常に心強い限りだと思います。何でも柱がなければ成り立っていかない。土台がなければ成り立っていかない。ぜひこれからそういう土台、また柱になってもらいまし

て、職員というのは町のエリートと私は見えています。そういうエリートが先に立って旗振りをしてやらないと、各種団体の長はなかなか気持ちがあっても前へ進むことが非常に難しいのではないかなと。どんな団体でもそうです。そういうことを踏まえて太田の役所の今までの経過とか、館林の彫刻の森のシステムとか、そういうものを勉強すれば、必然的に邑楽町にはどういう方法が合うのかなと。

であれば、一つ提案したいのですけれども、パインウッド21は邑楽町に今度は掃除とかそういうものを委託されたということでありまして、その一歩先を進みまして、今このような構造特区、これは知ってのとおり法律を飛び越えていろいろ提案をすることによって、特別な仕事をやってもいいですよと国が許可する一つのシステムだと思えます。そして、そういうことができないよというのではなくて、やってみることが大事だと思うのです。市町村の単独が全国159も出ているのです、現在。そういうことを含めてパインウッド21のあの広い歩道、道路、そういうことを利用して歩行者天国を年1回つくって、各種団体の今コーラスグループたちが一生懸命文化を広めていますけれども、そういう屋外のコーラスも必要ではないかなと。あずまやの大きいをつくって、そういう方法も一つあるのではないかな。ほかの町にないものを邑楽町でやって、東京からもどんどんオーナーを募れば、すばらしいまちづくりになると思うのです。そうすれば、うちの里山でも頼むよと、どんどん、どんどん空気を、炭酸ガスを吸収するそういう森を育てる、それが大事ではないかなと私は思いますけれども、課長はどうでしょうか。ひとつその辺の前向きな研究をこれからどうするかお答え願いたい。

○中川健治議長 宮沢産業振興課長。

○宮沢孝男産業振興課長兼農業委員会事務局長 先ほども言いましたように私もこの平地林、いわゆる里山ということについては議員と同じような気持ちでいると思います。地域の財産であるということについては同じような考え方かなというふうに思います。具体的には今まで、例えば大黒保安林についても水飲み場、あるいはトイレ、あるいはあずまや、そういうものができないかどうかチャレンジをしてきましたけれども、町単独では厳しいので、県予算等活用してやりたいというふうに思ってきたのですが、県の方も随分と補助制度が変わってきてまして、そういうものに使うものはなくなりましたとかそういうやりとりの中で、現在まだできておりません。ただ、やるつもりがないのではなくて、そういう状況変化が起きてきたということで、今あずまや等がないことについてはご理解をいただければというふうに思うところでございます。

以上です。

○中川健治議長 小島議員。

○7番 小島幸典議員 課長、お金がないからできないとか、県の規制があるからできないとか、そういうものの考え方だと進歩しないですね。これからは自分たちでどういうふうに生きていくか、どういう仕事をしなくてはならないか、それが大事なのです。私が、もっともっと飛躍した話をし

ますと、環境がよければ犯罪、または今度は反対にいろいろの相乗効果、空気がよくなって、要するにストレスがたまらなくなれば、病人が少なくなれば、医療費もある意味では少なく抑えられる。また、もっと飛躍した夢を持てば、群馬県でも近くの田山花袋さん、萩原朔太郎さん、詩人の。最近ではオカリナ奏者の宗次郎さん、やっぱり考えてみれば環境にかなり影響を受けていると思うのです。田山花袋さんなんか利根川をずっと明和町から刀水橋まで歩いて、あれが楽しみだったというのです、赤城山を見るのが。そういう中で先ほど言われた知的文化だとか心の文化を育てる、我々は後生にいいものがあるのですから、教科書が。だから銭がないからだとか、許可がどうのこうのではないのです。前を向いてしっかりやりますよと。オリンピックの2連覇した上武洋次郎さんが、世界から殿堂入りしたから、県から賞状をもらったからといって動き出しているのです、邑楽町は。2連覇した自体で名誉町民だとか名誉村民とかやるのが本当なのです。何でも人の後をくつついてから進歩がないの、課長。だから、町のエリートがちゃんとつくってあるのですから、それを基本に、

〔「平地林」と呼ぶ者あり〕

○7番 小島幸典議員 やっぱり平地林を保護する。太田のようにオーナー制をとるとか、オーナーまつりとか年1回そういうふうで開催する。そういうことを踏まえて前向きに考えてくださいよ。

町長、最後にどうですか、その辺の考え。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 確かにこの平地林を守っていきたいというふうには思っています。邑楽町のキャッチフレーズが白鳥と平地林というようなくあいでありまして、これが開発されてからはなかなか間に合わないという部分もありましたので、また、木は1年にしてああいったださになるということはできません。もう何年も何年もかけてああいったださになってくるわけでありまして、それを一瞬にして壊すというようなことはもったいないわけでありまして、できるだけこの平地林というものは守っていく必要があると、これは思っています。そして、そういった中でその手段としてどういうことがあるだろうと、これは考えていかなければなりませんし、また、町民一人一人がごみを捨てたりそういったことのないように、林を大切にすることをもちょうように。これは働きかけ、そして町全体が環境のいい町になるような活動はしていく必要があるだろうと思っております。具体的にどうせよということは今なかなか申し上げられませんが、そういった努力はしていくつもりでございますので、よろしくお願いいたします。

○中川健治議長 小島議員。

○7番 小島幸典議員 今課長、また町長からこれからの課題だということ。確かにこれからの課題でありますけれども、のんびりしていくと、あっという間に少年老いやすくですから、後継者、町もどんどん後継者をつくっていかなくてはならないと思います。そういうことでひとつみんなできいとかく環境整備をしていかなくてはならないかなと。それには多少なりとお金がかかってもし

ようがないよね、70億もあるのですから。そういうことで私の第1問の質問を終わりにして、第2問に続けて移らせていただきます。

町経済活性化対策についてということですが、鞍掛第3工業団地の区画数とか総面積、現在までの販売残数、これは立沢議員と重複してしまったので、これは割愛させていただきます、もう一つの質問事項である農業振興区域の審議会について、これを質問させていただきます。毎年開催されている農業振興区域の青地から白地、審議会を今まで年1回ということなのですが、2回開催できないかということなので、その辺の2回開催できないか、そういうものに対してどういう障害があるかをお聞きしたいと思います。課長、お願いします。

○中川健治議長 宮沢産業振興課長。

○宮沢孝男産業振興課長兼農業委員会事務局長 答えいたします。

今のご質問は農業振興地域整備促進協議会の開催のことだと思います。今邑楽町は年1回でございます。この協議会あるいはこの目的でございますが、協議会のもとになっております農業振興地域整備計画というものがあつて、これは今後の農業振興を図るための基本計画でございます。ことしの2月に通知がありましたけれども、国の方がいわゆる農林水産大臣が定めました農用地等の確保に関する基本指針では、平成22年の農用地区域内の農地面積は平成11年が419万ヘクタールでありましたけれども、それとおおむね同程度の417万ヘクタールを見込んでおります。平成22年です。それに伴いまして、群馬県の農業振興地域整備基本方針、国は基本指針ですが、県は基本方針でございます。それでも平成22年の農用地区域内の農地面積は、平成10年度末が6万6,300ヘクタールだったわけですが、それと同程度の6万6,200ヘクタールの確保を期待をしているところでございます。これらのことから国、県、市町村が一体となって、この面積の達成に向けてさまざまな観点からの施策を実施して、この面積を確保していくのだというのが国や県の考え方でございます。この通知がことしの2月に入ったところでございます。

そこで、ご質問の件ですが、邑楽、館林管内の状況を調査したところ、年2回というのは館林と板倉、それから年1回は邑楽町、大泉町、千代田町、明和町でございました。先ほど言ったように農業振興を図る立場、それから住民の逆に言うと利便性、そういうこともかんがみて2回にする必要があるかどうかこれから研究をしてみたいと考えているところでございます。

以上です。

○中川健治議長 小島議員。

○7番 小島幸典議員 課長から説明を受けましたけれども、私も私なりにちょっと調査した中で、明和町等は年1回ですよ。しかし緊急なものに対しては随時申請を受け付けていますよ。ということの中で、ではなぜ私が2回でやってもらいたいかということは、いろいろ町民からの話を聞きますと、1年か2年またいでかかると、銀行との借り入れだとかそういうことに関して、非常に不都合があると。であれば、年2回ならば、長くても1年の間に農地転用ができるのかなと。そ

ういうことで実際にはなかなか許可が出ないから、物置を壊してそこへつくったとかそういうような経済活性化のことを考えれば、そういうシステム、要するに譲渡、親からもらった譲与税だとか、転売すれば、今度は税金が何十万も入るわけですね。そういう税制のことを考えれば、何の支障もなければ、例えばこの公聴会にもたまたまちょうど出ているから引用してもらいますけれども、隣のうちと隣のうちの間に青地があると。うちとうちの間だから、当然白地かなと思ったら青地だから、これは農業委員会を通して許可をもらわないと。だから1年ぐらいかかってしまうわけです。そうする中で本当に当然だれが見てもこれは優良農地ではないと。そういうことを考えれば、その辺の明和町みたいに緊急を要するとか幅を持たせて申請が出せる状態。また、その反対に優良農地でも、皆さん知ってのとおり大きな倉庫ができていたり、そういう宅配業者の集積場ができていたりまますよ。そういうことを考えれば、集落の要請というのですか、集落の土地に関しては段階的にはずって行って、行政の改革をやっていった方が税金がスムーズにもらえるのかなと。今はみなオレオレ詐欺とかそういうのを見ても、結構小金持ちが多いのです。滞納なんかならないと思います、転売しても何しても。そういうことを考えたら、経済の活性化。それと、それを踏まえて家ができれば人が住むのです。そういうことを考えると、高島地区などは家をつくってもらって、住んでもらって、お子様を産んでもらって、そうすれば学校の子供たちも人数がふえる。また、いろいろの面で生活、一つの集落の活性化にもなるのかなと。そういうことを踏まえて、ひとつ課長にお願いしたいのは、その辺の、先ほどの話ではないが、前向きにもの考える答えて、答えてもらいたいと。その辺どうですか。

○中川健治議長 宮沢産業振興課長。

○宮沢孝男産業振興課長兼農業委員会事務局長 集落の中にある青地を早くというようなご質問かと思えます。それによって経済の活性化が図れるのではないかというお話でございます。青地の除外は産業振興課でありまして、農地転用というのは農業委員会というふうに分かれているわけですが、先ほど言いましたようにこの組織自体が農地を守るという立場からもの考えるということとはご理解をいただきたいというふうに思います。そういう中であってその集落の中にあるいわゆる宅地介在があったというような形かと思えますが、それについてということでございます。このシステムも5年に1度大きな見直しをしないといけないというふうになっております。それが来年を予定をしているということなのですが、国や県が平成11年や10年とほとんど変わらないということになりますと、市町村の積み上げが県になって、都道府県の積み上げが国になってくるわけですから、その辺で5年に1度大きな見直しがあるにもかかわらず、そういうことがいくのかどうかという実は行政上の問題も出てくるかなというふうに思います。先ほど言ったようにこの組織につきましては、農地を守るという立場でございまして、なかなかそのところが宅地にするのだということからすると、いささか考え方が違ってくるという面もご理解をいただきたいというところでございます。先ほども言いましたけれども、住民の利便性も考えてみていろいろ研究をしていきたい

というふうに思っているところでございます。

以上です。

○中川健治議長 小島議員。

○7番 小島幸典議員 課長の方から、農地を守る立場と、また今言ったように経済を支える一助になればと、板挟みになって大変な仕事だなど今も座っていて感じるのですけれども。ただ、板倉町なんかは2回やっているとか、今言ったように緊急を要するものに関しては、理由書か何かつければ、例えば銀行で幾月幾日の契約が切れてしまうから、早くやってくださいよとかそういう理由書をつければ通りますよと、そういう弾力を持たせて5年に1度の見直しのときは。今までどういうことが障害になっていたかということも勉強して、それを障害を乗り越えられるように町民の利便性を考える、そういうことが必要ではないですか。もう四角四面に規則がこうだからだめと、そうではなくて、物置を壊しても銭がかかるのです。また新たに物置をつくっても金がかかるのです。だからそういうことを考えたら、本当にその家庭に対して何が行政がサービスできるか、そういうことを考えてもらえないか。一言その辺はどうお考えですか、課長。

○中川健治議長 宮沢産業振興課長。

○宮沢孝男産業振興課長兼農業委員会事務局長 今まで障害になっていた要素ということでございますが、かつては県の方からはこの回数についても指導があったようであります。余り多くやるなどという指導もあったようでございまして、今と時代が違うかもしれませんが、そういう県の立場と申しますか。先ほど言いましたように農地を守る立場からそういう指導がかつてはあったのかなというふうに思います。いずれにいたしましても今後研究をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○中川健治議長 小島議員。

○7番 小島幸典議員 研究していきたいと、そういう前向きな答えをもらいましたので、私の一般質問はこれで終わります。どうもお世話になりました。

○中川健治議長 暫時休憩します。

〔午前 11時57分 休憩〕

○中川健治議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 1時00分 再開〕

◇ 小 倉 孝 夫 議 員

○中川健治議長 5番、小倉孝夫議員。

○5番 小倉孝夫議員 5番、小倉孝夫でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

これは周知のことではありますが、呂楽町はほかの町村に比べて極めて社会資本の整備がおくれている、そう言われております。しかしながら、久保田町長が就任以来、非常に積極的に保健センター、南保育園、それから学校の校舎、道路、非常に社会資本の整備を極めて順調に進めております。そういった中、町におきましては長い間、庁舎が呂楽町の課題となっていたところでありました。周知のとおり呂楽町は26億円の積立金を持っております。現町長はその範囲内で庁舎に取り組みたいと。また多目的ホールについては町民のニーズがあればこたえたいと、そのように今まで説明したと思います。また、建物の階層の問題ですけれども、多層階と、こういうふうな私どもは今まで説明を受けているところでありました。一方、町民の方には非常に多目的ホールを建設していただきたい、そういった要望が過去において8,000人の署名を集めて町当局に提出されているというお話を聞いております。

そんな中、呂楽町は周知のとおりこれらの要望を踏まえて、平成13年の12月から全国公募により設計提案協議を行った。それでこの協議の問い合わせが1,249社。提案がなされたのが335社ということになっているわけでありました。その中、町は住民参加型の委員会を設置し、いろいろな町民の中から意見を聴取してまいりました。その業者の選定方法、また住民参加と、そういった意味では非常に民主的な、しかも公平な運営の仕方であったのではないかなと私は思っているところでありました。先ほど申し上げたとおり町長就任以来これを見直したいと、そういったことから、庁舎については26億円の予算の範囲内、それから多層階であると、それから町民のニーズがあれば、これにこたえたいということだけを私どもは聞いたまま、3月の定例会において設計料の予算が提案されました。また今回もしかりでございまして。しかしながら、非常に残念なことは、私はその提案書を見るまで金額が幾らだったかということ承知できない状態でありました。

そこで、町長に、先ほど来答弁で触れておりますけれども、多くの町民が知りたいその一つが、今まであった山本理顕からほかの設計業者にこれを変更するのかどうか。それから、多目的ホールにつきましても非常に期待の多い面があるわけでありました。予算の範囲内で庁舎だけというお考えのようですけれども、そうであるか、そうでないか、ここの場できちっと回答いただきたいと思っております。

以上です。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 多目的ホールをつくるのか、つくらないのかというようなお話でありますけれども、私は26億の範囲で庁舎を全部それを使ってしまおうかそういうことでなくて、できるものはもともといいですか、もとのお金が決まっておりますので、その範囲でできるものはつくればいいのかというふうに思っております。26億より安く庁舎についてはつくっていただければと思っております。

山本設計を入れるか入れないかということではありますが、この業者を入れるか入れないかということについては、私の方は申し上げられませんので、これは一業者を特別扱いして入れるとか、

この業者を外せということは、私の立場からは言うことはできませんので、よろしくお願いします。

○中川健治議長 小倉孝夫議員。

○5番 小倉孝夫議員 そうしますと、多目的ホールについては今回の予算の中で入ってないと、当面それは対象外であるというふうに認識してよろしいわけですね。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○5番 小倉孝夫議員 それでは、ただいま……

○中川健治議長 静粛に願います。

○5番 小倉孝夫議員 山本理顕はその対象だ、あるいはそうではないということは言えないというご返事ですけれども、町長は非常に法律に明るい方だと、その道の専門家だというふうに聞いております。例えばAさんがBという建物をほかの一人の方に売った、同じ建物をCという方に売った。そのままだとこれは二重契約になるわけです。当然にBを売るためにはAを解除しないとこれは売れない。解除して初めてCさんとの契約が、Cへの建物販売が有効に成立するのだということであり、これを本庁舎の設計の契約書という観点から見ますと、本町はこの募集要項の中で、ここで19項のところに書いてあるわけです。公募、これは全国に、先ほど申し上げましたとおり公募して一千数百社、しかも335社の方が応募して1優勝者が出たという話です。これは邑楽町が全国にその立場を公表したと、非常に重い行為であったというふうに考えています。

その募集要項の中に19という欄があります。特定された設計者の責務。設計提案協議により特定された設計者は、邑楽町と随意契約の上、基本設計、実施設計及び工事管理の業務を実施するものとするというふうになっているわけです。現在のところ進捗状況は基本設計、実施設計まで終わっているというふうに理解しているわけですが、ここまでは山本さんとの法律関係はあります。新たに、この19項の趣旨に沿うと、その業務が終了した場合に速やかに新しい契約を結ぶ必要があるのではないか。要するに工事管理の業務の契約をしなくてはいけないのではないかというふうに考えられる面があると思います。そうしますと、山本理顕との法律関係をきっちりと整理しないと、先ほど申し上げたとおり法律上問題が起きないのかどうか。要するに町長にお尋ねしたいのは、そういった法律上の疑義が一切ないのだと。ですから安心して次のステップに行けるのだということとを私は明確にお返事いただきたいと、そのように考えます。

以上です。

○中川健治議長 神谷庁舎建設室長。

○神谷長平庁舎建設室長 ただいまの契約の二重契約になるかというようなご質問と承っておりますけれども、今までY設計事務所におきましては、基本設計それから実施設計等につきましても、契約書の内容において工期の期日がうたわれたわけでございますけれども、これらにつきましては全部完了している状況でございます。

以上です。

○中川健治議長 小倉孝夫議員。

○5番 小倉孝夫議員 二重契約にならない、こういった認識に私は町長に持っていただきたいのです。これは町長として、これは自信を持ってこの工事を進める場合に、そういう法律上の問題が生じないのだというふうなご回答をぜひしていただいて、町民の皆さんが安心して邑楽町が次のステップに行けるように返事いただきたい。そのような観点から今質問したわけですから、町長に私の2番目の質問に対する回答をお願いしたいと思います。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 室長が説明したとおりであります。

○中川健治議長 小倉孝夫議員。これは3問目になりますね。

○5番 小倉孝夫議員 これで3問目です。いや、違います。私は……

〔「4問目だ」と呼ぶ者あり〕

○5番 小倉孝夫議員 議長、私は町長に回答を求めたわけでありまして。しかしながら、室長がご回答されたので、ですから、大変重要な問題だと思っておりますので、だから町長をお願いしたわけですから……

○中川健治議長 これの質問で、町長の答えで終わりという形になりますね。

○5番 小倉孝夫議員 そういうことですね、はい。

○中川健治議長 もし町長があればね。どなたかのあれば。

○5番 小倉孝夫議員 十分な回答ではなかったというふうな感じがしますけれども、続きまして、3問目に入らせていただきたいと思っております。

○中川健治議長 ちょっといいですか、この質問で終わりです。

○5番 小倉孝夫議員 はい、この質問で終わりです。

私は、非常に町長の考え方と共鳴する部分があるわけです。

〔「何が……」と呼ぶ者あり〕

○5番 小倉孝夫議員 それで、非常に町長は最少の経費で最大の効果、公平中立、まさに行政運営はそのとおりやらなくてはならない。そういった面では認識を共通にしているところがあります。しかしながら、今回もし設計業者が変更されて新しい業者に設計が移った場合に、既に邑楽町は1億4,800万の設計料並びに諸経費、それに職員の給料を含めると莫大な費用がかかっているわけがあります。そういった観点からただいまのとおり町長は常日ごろから最少の費用で最大の効果を、非常にいいお話だと思います。そういった観点から新庁舎を建てる場合に、そういった面で今までかかった経費をむだなく、あるいは町民が、ああ、よくやったというふうなことを言葉ではなく、具体的にどういうふうに考えているのかをお聞きしたいと思います。

以上です。回答をお願いします。

〔「4問だ、回答要らないのだよ」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 今の状態ですと、今で終わるのです。3回なのです、質問は。

○5番 小倉孝夫議員 いや、だから先ほど2問目は、町長が、回答を私が求めたのにしなかったわけです。改めて町長に2問についての回答を私は求めたわけです。

〔「それだから質問にしない」と呼ぶ者あり〕

○5番 小倉孝夫議員 はい。それで、3問目はただいまむだのないというお話ですから、どういったことですかというふうにお聞きしているわけです。ですから、3問目についてのご回答も私としてはいただきたいと、そのように考えています。

〔「質問は3回だ」「そういうのも1回なの……」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 それでは、今のを3問目という形で執行部の方からの答えを求めて、終わりという形をやらせていただきたいと思います。

久保田町長。

○久保田文芳町長 今までの設計どおりに仮にやった場合に37億円。そして総工費、備品等を含めると、48億円の建設は資金面から言っても難しいと思っております。下水道事業や区画整理、学校の耐震、児童館、道路、もろもろありますので、これ以上の借金は控えるべきと考えています。

また、私が就任した時点では既に入札はとまっていた。私がとめたのではございません。

また、選挙公約で26億円の基金の範囲でということやってまいりましたので、そのようにしていきたいと思っております。今までのよい部分については取り入れ、そして設計の方にも反映させていきたいと思っております。

以上です。

○中川健治議長 小倉孝夫議員。

○5番 小倉孝夫議員 回答いただいたというか、そういう感じかなと。お言葉をいただいたという感じがしますけれども、先ほど申し上げましたとおり最少の経費で最大の効果、これは目に見える形ですね。例えば話がちょっと貧弱で恐縮ですけれども、例えば100円でまんじゅうを買った場合10個くると。では、ちょっと予算がないから50円で買った場合は5個くると。それがぜひ目に見える形で50円で買って6個きたと。すなわち1億数千万円のお金を既に使っているわけです。ですから、できるだけそういったことが、ああ、久保田町長はよくやったというふうに具体的なものであらわれるということを見届けてまいりたいと思います。

また、先ほど第2問、二重契約の問題については、非常に難しい面があると思っておりますので、ぜひご調査いただきたいと、そういうふう考えています。

以上です。

◇ 後藤勝子議員

○中川健治議長 1番、後藤議員。

○1番 後藤勝子議員 1番、後藤でございます。通告に従い一般質問をさせていただきます。

現在、この邑楽町において小さな住民運動が起こっております。それは何の前ぶれもなく突然一方的に送られた公募による庁舎建設委員解任の通知が原因と思われまます。平成17年4月25日付で出されたこの内容を読むと、「現在計画は未定であります、新たに検討の時期になりましたら、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます」と、久保田町長の名前で出してあります。

そこで、町長にお聞きします。常日ごろ議会とよく話し合い、町民の意見を大切に民意を尊重したいと言われているので、けさの新聞にも出ていましたが、また公募による建設委員を募るのでしょうか。それとも手紙の最後に結んであったように、元建設委員に協力をお願いするのでしょうか。ということが第1点です。

庁舎等という言葉が使われておりますが、この「等」とは何を意味するものなのでしょうか教えてくださいたいと思います。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 きこのう庁舎建設の設計料につきましてお認めいただきましたので、またゴーサインが出たという判断をとりまして、これから進めていきたいと思ひます。また、委員につきましては、町民の方をまた募った中で新たな組織も考えていきたいと思ひております。

庁舎等の「等」というのは、どこの「等」をおっしゃっているのかちょっとわかりませんが、どこの部分の「等」なのかちょっとわからないのです。

〔「見出しのところに入っているのです。見出しのところに庁舎等という書き出しでみんな入っています」と呼ぶ者あり〕

○久保田文芳町長 どこにですか。

〔「見出しの中にあるのでしょうか」「保健センターもみんな入っている……」と呼ぶ者あり〕

○久保田文芳町長 どこの……。

〔「新聞……」「庁舎等建設費、全部入っている……」「保健センターも入っている。保健センターも全部あるから庁舎等と出ているのだ……」と呼ぶ者あり〕

〔「議長、うるさいです」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 予算書の中の「等」ということと受けとめますけれども、それは庁舎、そして保健センターの建設事業等も含まれているという意味からも、「等」ということで表現しているところでは。

以上です。

○中川健治議長 後藤議員。

○1番 後藤勝子議員 町長が答えれば、何の意味もないことです。庁舎建設は基金の範囲内で、つまり約26億円の中でつくるということですね。これは総事業費ということによろしいのでしょうか。1点です。

町長は、平成16年3月の定例会の議事録の中である議員の質問に対し、「私は町民を第1に考えていきたいと思っております」と話しています。今朝の新聞によると、前の設計コンペ事業者が町側に26億円の修正案も示していたと書いてありました。これには町民の望む多目的ホールが入っていました。26億円の範囲内、町民の望むもの、両方のものが入った案だったのですけれども、どうしてこれが否決されたのか私は理解に苦しむので、反対しました。透明性の高い設計コンペをとも書いてありますので、前回と同じく公開の場で行うということなののでしょうか。よろしく願います。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 26億円の範囲でやっていきたいというのは変わりません。

それと、……

○1番 後藤勝子議員 それは総事業費ということですか。

○久保田文芳町長 26億円の範囲でできるものと考えていきたいということです。

〔「全部を26億でできないときは……」と呼ぶ者あり〕

○久保田文芳町長 それと、町民の……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○久保田文芳町長 あと、多目的ホールが入っている提案だというようなことだったのですけれども、本庁舎を小さくして、これを含めてきた。いろんな形であると思えますけれども、その中身については議論されておりませんので、ただその提案されたものということで、役場の庁舎の間取りや多目的ホールの大きさ等々は議論はされておりませんので、……

〔「議論された……」と呼ぶ者あり〕

○久保田文芳町長 議論されておりません。

それと、あと今までは公開の場でその選定ということで町民参加でやりました。そして、ただその選定方法については、審査員の方が選んだようではありますが、今度できれば町民の方直接投票でできるような形の方がいいだろうということで考えております。

○中川健治議長 後藤議員。

○1番 後藤勝子議員 総事業費ということだけを確認をとりたいのですけれども、総事業費が26億円の範囲内ということによろしいのですね。そういうことですね。よろしいですね。よろしいのでしょうか。26億円の範囲内が総事業費ということで。答えが先ほど返ってきませんでした。

○中川健治議長 これが3問目なのです。

○1番 後藤勝子議員 はい、そうです。

○中川健治議長 で、答えていただいて、あとまとめていただくと。これで終わりになりますので。

〔1回に質問して〕と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 では、一緒に質問という形をとっていただいて。

○1番 後藤勝子議員 では、いいです、最後に答えてもらいます。

多目的ホールについて。多目的ホールの建設は町民の長年の夢でした。先ほども出ましたけれども、署名運動が展開され、8,000人以上の署名を集め、前の町長に提出されていると聞いています。多目的ホールは文化の向上を担う大きな役目を持っていると思います。先ほど小島議員の中にも文化的という言葉が出てまいりましたが、そのとおりだと思います。町民が生きがいを持ってこの町で暮らしていける、元気なまちづくりにも施設が貢献をすると思います。とりわけこの邑楽町は公民館活動が盛んです。発表の場としての役割も持っているはずですから、そこで、町長にお聞きします。文化についてどういうお考えでしょうか。

これで帰っていいのですか、私。

○中川健治議長 質問は終わりました……。

○1番 後藤勝子議員 質問……。

○中川健治議長 はい。

○1番 後藤勝子議員 はい、今のが質問です。

○中川健治議長 それで終わりですか。

○1番 後藤勝子議員 はい。ですから、質問でいいのですね、今のが。

○中川健治議長 はい。

○1番 後藤勝子議員 はい、質問。お答えを願います。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 26億、総工費というような言い方であったと思いますが、安ければ安いほどいいと思っていますので、そういう考えであります。

それと、文化ということですが、通告は庁舎。文化についていいのですか。多目的ホールの建設についてということで通告がありますが、文化についてということのようではありますが、……

〔今言った……〕と呼ぶ者あり〕

○久保田文芳町長 文化については、邑楽町も今まで公民館活動に対しては、大変人的な応援と申しますか、支援をしてまいりまして、いろんな教室、講座等を開いた中でいろんなものが活発になってきていると思います。今まではソフト面で大変人的にやっけてまいりました。そういったものをもう少し違った面でほかの行政みたいに、貸し館みたいにやってくれば、とっくに文化ホールも建ったかもしれません。しかし、中身については邑楽町が一番だと自負しておるところでもございます。

こういった活動は文化活動については大変今後も大切にしていきたいと思っておるところでもあります。

しかしながら、多目的ホールのお話かと思いますが、今屋根がブルーシートで雨漏りしているのに、それをそのままにして文化ホールをというような気持ちにはまだなれませんでしたので、まず優先順位からいって、児童館、保健センター、そういったものを考えたいと言っているわけであります。そういった施設が要らないと言っているわけではありません。優先順位からいけば、そういったもの、保健センターや児童館を先につくるべきだろうということをお願いしたいわけでありまして、ご理解をいただければと思います。よろしく申し上げます。

○中川健治議長 後藤議員。

○1番 後藤勝子議員 まとめです。文化という言葉が辞書で引いてきました。人間の精神的な生活にかかわるものというので、公民館活動をして元気に暮らしていけるこの町でということが、私は大きな意味で言えば、一生懸命サークル活動をして発表の場を設けてもらって、そこで元気に発表できるといことになると、医療機関に通う回数も減るかなと思ひまして、大きな意味で言えば、これからどんどん、どんどんふえていく保険料の軽減にもなるかなと思ひましたので、ぜひそこところをお考えいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

◇ 金子正一 議員

○中川健治議長 6番、金子議員。

○6番 金子正一議員 6番の金子正一です。通告をいたしました一般質問の内容について順次質問をさせていただきます。

まず最初の庁舎等の建設についてであります。この建設については、多くの議員の皆さんから質問、ご指摘があったようでありますので、重複をする部分もあろうかと思ひますが、その辺については私の理解が足りないということを感じ取っていただきまして、真摯にご回答いただければというふうに思ひます。私は、この庁舎等の建設について、町長の基本的な考え方についてはどうなのかなということでお伺ひをしたいわけですが、前の議員の方からもその考え方については示されました。しかし私のまだ理解できない部分がありますので、その部分についてお伺ひしたいと思ひます。私は、よりよいまちづくり、そしてよい庁舎を町民の方に親しまれる庁舎建設を目指すということについては、今まで議論されましたいわゆる経緯、経過、プロセスの問題等を含めて、これらを大事にする中で現在の動向、そして将来に向かってよい行政運営が生まれるということが最も大切なことであると思ひます。この庁舎建設については、過去になりますけれども、町長は1月の19日に初めて庁舎建設を進めたいということをお言ひされました。その進め方については、合併の問題もあったわけでありますけれども、大泉町議会の法定協議会の解散決議によって合併がもうないのだということ、その考え方を示されたわけであります。これは1月19日に示されまして、

その後3月の定例議会が3月7日から始まったわけでありましてけれども、この庁舎建設については、3月の定例議会に議案書として配付をされたそのときに、設計委託料としての6,290万円が計上されていたということについて、初めて知り得たという議員は私一人ではなかったと思っています。そして、その委託料の計上については否決をされました。そして、3月29日の臨時会において、その庁舎建設の設計委託料がK議員ほか5名の議員提案によりました減額修正で可決をされたというような経過があります。

そこで、私はその3月29日の否決から今日までまだ約半年もたっていないわけでありまして。昨日1,900万円の設計委託料が賛成多数で可決をされたわけでありまして。庁舎の建設が再出発、再始動というような報道もあるようでありましてけれども、これは半数以上の議員が賛成ということですから、そのとおりだと思います。しかし、私は町長は常々、これは庁舎建設の問題だけではありません。すべての行政の事業を執行していく上で、町長は議員の皆さんと相談したい、町民の皆さんと相談をして進めていきたいということは、町長が常々言っていることでもあります。しかしこの庁舎建設の問題だけに限って言えば、本当に十分な議論がされたのだろうかというふうに私は困惑をするものです。なぜならば、この庁舎、先ほども町長は、この庁舎は昭和33年の10月に建築をされました。まさに50年、100年の中の一つの大きな一大プロジェクト事業だと思っています。町長が言われるとおりです。しかし、この問題について十分議論がなされないまま半数の、きのうのある新聞では10対8。1人欠席の議員がおられますから、どういう判断をされたかわかりませんが、少なくとも10対8でしたというような報道もありました。こんな大事な大きな事業を約半数の議員の賛成の中で進めていくことがどうなのではないかという疑問を持ちます。これは可決をされたわけですから、町長がその執行するということについてはやぶさかではありません。しかし、十分な議論を深めて多くの町民の方に理解をしていただく、こういうことについては、やはり私は大切な話し合い、大切なことだと私は思っています。

そこで、町長は常々申し上げているようではありますけれども、議会の皆さんと協議をして、町民の皆さんとできるだけ多くのコンセンサスを得てやっていきたいということについて、特にこの庁舎建設問題についてどれだけの議論を深められた、またどういった理解をしているか。まずその部分についてお伺いをいたしたいと思います。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 議会の方に余り話がないというようなお話ですが、全員協議会等でお話をしていくわけでありまして。それ以外を望むのであれば、議員さんのうちを一軒一軒回って説明をした方がよろしいのでしょうか。そういうふうに受けましたけれども、また今回は今まで予算がついておりませんので、前にも後ろにも進めない状態でありましたので計上し、皆さんの理解も得たところがあります。これから皆さんとともにこれは進めていくというような気持ちであります。これから、先ほども言いましたけれども、委員等も募った中で進めていくということで、それが町民に反映さ

れると思っております。

○中川健治議長 金子議員。

○6番 金子正一議員 町長は、全員協議会の中で十分報告をしているし、その理解も深めていただいているだろうと。私は議員のうちを一軒一軒回って理解を深めるということは、私はそれは不可能だし、する必要はないと思っています。そういう問題ではないと思います。議員全員協議会で本当に細かい部分について、これからつくるといふことですから、できないかもしれませんが、基本的な考え方については話し合いはできるわけです。その話し合いがされていけば、きのうの採決の中で約半数の、私も否決をした一人です。半数の議員が反対をされたということについては、十分な議論が、町長自身はそう思っているかもしれませんが、町民の負託を受けた議員としては、十分な理解がされていないのではなかったかなと、そういうふうにする一人でもあります。

そこで、私はそのプロセスが大事だという話をいたしましたので、その経過についてちょっとお伺いしたいと思うのですが、実は7月28日にY設計事務所を全員協議会の中でいろいろ中身について伺いました。特にこれからちょっとお伺いしますけれども、業務、この設計の変更ということについての報酬の請求のことに限ってその質問が集中をされ、またそれ以外の部分については、質問はだめですよというような中でその会議が進められました。私はちょっと収入役に確認をしたいのですが、これは全員の議員にそのときに配られました、これはY設計事務所からの2003年11月から2005年3月までの打ち合わせの経過という資料です。このことについて私がお伺いしていたところ、収入役がこれは一方的に事務所がつくったものだと、こういう話を私に聞けるように、まあ私が聞いたものですから、聞いているわけなのですけれども、このように一方的につくったものだというふうな意見を出されました。私はそうなのかなということで実は今までの経過の中で調べてみました。

そうしますと、平成16年の7月21日の第1回の庁舎建設特別委員会で、当時の建設室長がこの経過と合わせた日時でこのように報告をされていますということが報告されているのです。例えば一つの面を言いますと、「2004年4月9日、収入役との打ち合わせ。再開に向けての方策に関する議論。立ち会っている人、収入役、建設室の神谷室長ほか。Y設計事務所、西倉、山形。その打ち合わせの内容」今まで経過があるのでしょうから、ちょっとその部分だけでは理解できない部分もあるのだと思いますけれども、収入役はこういうふうに言っているというのです。「町内が混乱しているが、6月議会には方向性を示したい。庁舎スペースがすべて中央公園内に新設される必要はない。教育関係等は町内の既存施設を利用していけるのではないか。既存施設利用による規模縮小案を聞く。変更設計した場合の予算は基金」、これは収入役、さすが収入役です。よく26億といいますけれども、25億8,500万。私もさすが収入役だなと思ったのですけれども、のみを利用するというこの経過報告です。

私は、これから町長に質問するのは、私は、収入役は一方的につくったものだということだけ

れども、今読み上げたのは平成16年7月21日に第1回の、これは第1回というのは、特別委員が
かわった新しい委員の中での報告です。16年の7月21日にそのときの建設室長が報告をしているの
です、こういうことがあったのだと。私は字は下手なのですけれども、その都度メモはとっている
のです。だから、私はそのことを自分がこれに合わせてつくったという考えは全くありません。そ
ういう経過なのですけれども、さて、昨日の1,900万の基本設計が新たな設計ということで18年の
3月31日、今年度中に作成したいということでの提案説明がありました。町長は、先ほども答弁が
あったようですけれども、当時の庁舎建設委員との打ち合わせの中で、今までの経費はむだにしな
いという約束をしています。私は全くそういうふうに進んでいただきたいと思っています。しかし、
私はこの約束とは反対に貴重な税金のむだな使用がこれから行われようとしているのではないかと
いうふうには私は思っているのです。なぜならば、町長はよく比較で37億円、総事業費48億円と言っ
ていますけれども、その前の設計の37億円という中は、庁舎と多目的ホールと両方の施設をつくる
ということでの37億円です。これは、それで48億円というのは……

〔山本理顕のだろう〕と呼ぶ者あり〕

○6番 金子正一議員 備品の工事4億5,000万、外構工事が4億、そういう金額を含めて町長が言
う48億ということになるのだろうと思っているのです。

これは、ちょっと蛇足になりますが、今ほかの議員から、Y設計からという話がありましたが、
確かに私は4月の上旬に電話をしました。どういう状況になっているのですかということ。そう
したら、送っていただいた資料です。この資料は5人の議員が3月25日に議会報告をしたときにも
配付をされていたのではないかと思います。ですから、私は町長がその比較をするのに37億円の事
業費の内訳は、庁舎が20億、多目的ホールが16億というような積算になっているようですから、そ
ういう部分もやはり町民の方にきちっと説明する責任があるのではないかと思います。町長が言う
ように26億の基金の範囲内でやりたいということは、決して26億までの上限ではないと思っていま
す。もういい金額でいけば、10億あるいは15億ぐらいでできるかもしれません。でも、これは庁舎
だけです。そういうことを比較した場合に、先ほども貴重な税金がどうなのだろうかと憂えている
私は、その部分についてもっと相談をしていただけたらよかったのになと思っています。今でも思
っています。予算が可決になったのですから、どんどん進んでいくと思いますが、これからもそう
いった話し合いは私は大事なことだと思っています。町長は、全協で十分議論を尽くした、話した
と言っていますけれども、どれほどのことを相談したか。私は、そこまでの議論は尽くされていな
い、相談もないというふうに認識している一人ですから、ですから、町長の方できちっとした議論
がされて、……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○6番 金子正一議員 議論がされて、理解を深めてあれば、半数近くの方がちょっと待ったと、も
っと勉強する必要が、もっと研究する必要があるのではないかということにはならなかったのでは

ないかというふうに思っています。

〔「建設的な、わかるように……」と呼ぶ者あり〕

○6番 金子正一議員　そこで、そこで私は基本的に町長の考え方を聞きたいということを申し上げたのは、今までの話し合った経過の中でいくと、一つ具体的な例を挙げますと、昨年の6月10日に町内にある施設4カ所を調べました。これは建設室長が私の質問に対して答弁で答えているのですから。6月10日に調べました。そしたら、3カ所は利用頻度が高いからちょっと無理でしょうと。もう一カ所については、いろいろ修理改善を加えれば、行政スペースとして利用が可能でしょうと。この調査をした。その結果がこの7月のという範囲に入っていますけれども、去年の7月に町に5部送られてきたという報告書の中にあるのではないと思っています。そのときは町長は、26億の基金の範囲内であれば、このことについて変更設計をして、建設室長が答弁しているように軽微な変更については20%の設計変更料でどうのこうのという話をしていますから、そのときは町長は、この計画でいこうとしたのではないかと私は思うのです。

ところが、町長は、多層階にしたい。これは全協で多層階にして9月の補正でとりたい、新たに設計をやり直したい、それは聞いていますから。多層階でつくりたいのだと。町長は、先ほどの前の質問者の回答の中に基本的な考え方について幾つか答弁されました。使い勝手のいい、豪華さではなくても機能性にすぐれたもの、いわゆる高齢者、障害者の方々の利用しやすい施設、そして町民の人が安心して行政センターとして使えるようなそういった施設にしてほしい、つくりたい。小さな庁舎で大きな行政サービスをするような施設もつくりたいと、大変ありがたいです。ぜひそういうことでやってもらいたいわけですが、そういう基本的な考え方は町長と同じように、前のこの計画をされた責任者の方も同じ思いでつくったと私は思っています。ましてや先ほど、これはけさの新聞報道ですけれども、透明性の高い設計者のコンペを立ち上げたいと。そして、町民の人がみずから参加をして、いいものをつくりたい。前の責任者だって同じだと思えます。ですから、その部分については私は久保田町長も前の責任者も同じ思いで行われてきたというふうに認識しております。

そこで、平家建てではぐあいが悪い。なぜぐあいが悪いのか。この多層階ならこういったメリットがある。だから多層階に考えが基本的に変わったのだということの答えをお願いしたいと思います。

○中川健治議長　久保田町長。

○久保田文芳町長　まず、その先ほどからお使いになっている日程表ですけれども、それは町は関与してない日程表です。Y設計と一緒に考えながら相談してつくったものではないということ。もう一つは、当日持ってきて配ったということです。

〔「ちょっとゆっくり言えないのか」と呼ぶ者あり〕

○久保田文芳町長　いいですか。それと、「庁舎建設について協議した」というところがありますが、

その都度会ったときに全部書いてあったような感じがしますけれども、協議せずに会っただけのときもあるわけです。それも「協議」となっていました。また、室長から聞いた話によりますと、会ってない日に会ったという部分もありました。ですから、それは設計屋さんがつくったものですよというふうな言い方をさせていただきました。当日見たものですから、こちらと照らし合わせることはできませんでした。よろしいでしょうか。

それと、全員協議会でお話をしたときに質問が幾つかありましたけれども、もし議員の方からこういったのはどうなのだとか、こういった部分はどうなのだというものがあれば、その時点でお話をいただければ回答できたのかなと。そういった部分で話が一方的だというようなご意見ですが、やはりお互いに話が足りないのではないかというふうにも考えております。

また、平家建てはということですが、あそこ場所に百五、六十メートルというような、長さがですね、というようなことだったと思いますが、町民の中ではちょっと距離があるのではないかというような声も聞きましたので、それは結構多く聞いております。多層階にした方が、もちろん多層階にした場合は、エレベーターとか必要ですが、そういった場合の方が足が悪い人でも使いやすいだろうというような話。もう一つは地盤が悪いというようなことで平家にするということですが、平家の場合はその地盤の悪いところに載せるわけですね。ところが高層にした場合には、くいを打って、そして安定の岩盤まで届いてやっていくというようなお話も聞いていますので、その方が逆に安定するだろうというふうな考えも持ったわけでありまして、提案をさせていただきました。

以上です。

○中川健治議長 金子議員。

○6番 金子正一議員 町長の答弁は、この経過報告ですよ。Y設計事務所が出したことに触れたことについて言えば、介入はしていないと言っているが、あるいは相談したものではない、当日持ってきたものだ。確かにそうかもしれませんが、ただ、その後が問題でしょう。会ったときには協議はない、会わない日もこれに書かれているということは、私にすれば、会っている、介入している、していないは別にしても、会って話し合いをしているということになりませんか。

〔「なかったですね」と呼ぶ者あり〕

○6番 金子正一議員 なりませんか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○6番 金子正一議員 では、全くこれはY設計事務所がつくった歪曲した資料だという考え方なのですか。

〔「収入役が配ったのには細かく書いてなかった」「業者に電話して聞け」と呼ぶ者あり〕

○6番 金子正一議員 介入はしていないということなのですよ。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○6番 金子正一議員 作成するときはわかりましたよ。はい、わかりました。ただ、相談をしたということはあったと、事実は。

〔話を聞いただけでしょう〕と呼ぶ者あり〕

○6番 金子正一議員 まあいいです。後で答弁してください。それは経過報告はそうです。

これは全員協議会の話の中で質問があれば、細かく回答する用意があったと。お互いに話し合いが足りないのではないかと町長は認めていますね。ならば、ならばですよ、そういう質問があれば、回答したとかそういう話ではないでしょう。十分説明をされて、実はこういうことでこうなのだということが説明がされて、それについて質疑がないということであれば、これは町長の言うとおりであります。でもあのときの説明は総務課長が、18日は町長がやったのですよ。30日の日は小林総務課長が報告をしてくれました、補正予算の部分について。そのときも1,900万の補正という話は全くなかったのです。それは確かに聞けばよかったかもしれません。でも、町長も収入役もその席にいて、町長がいやしくも言うようにお互いに話し合いが足りなかったのではないかとということがわかっているのであれば、きちっと説明しても私はいいと思うのです。それが信頼関係を結ぶ第一歩ではないかなというふうに思っているのです。私はそう思っています。

建物のことについても触れました。長い距離で150メートルだと。地盤が悪いから、その上に載せるだけだと。多層階についてはいわゆる支持層、岩盤まで13メートルか何メートルかというのはきのうの質疑の中で聞いたわけです。パイルを打つことによって、支持基盤を、基礎をきちっとしますと。これは平家建てだって、町長、多層階だって、すべてそうです。問題はそのパイル、打ち込むパイルが支持層に届く。どれぐらいあるかわかりません。これからちょっとまた質問しますけれども、地質調査をやっていますから、そのパイルの深さがどれぐらい入るかどうかわかりません。またお聞きしていませんから。そういうことは多層階だから、平家だから、ただ載せるだけだとか、支持層までパイルを打つから大丈夫だとかという話ではないと思います。平家でも多層階でも、やはりきちっとした基礎を確立して、その上に建てて心配のない安心した建物をつくる。これはプロの設計者なりおられますから、そういう方々にゆだねるということになろうかと思えますけれども、私はそういうことだと思います。

そこで、先ほど今までの経費はむだにしないと申し上げました。結局は私は貴重な税金がむだになるのではないかとということは何回も皆さんから質疑で出ていますけれども、よく1億4,800万という話が出ますけれども、私はむだになるであろうという金額は1億3,340万円かな、それぐらいかなと思っているのです。その内訳は申し上げた方がいいですかね、わかりやすく。基本設計委託料が3,496万5,000円、実施設計の委託料が8,142万7,500円、1億1,639万2,500円です。そして、いわゆる呂楽ユニット工法という表現をされていますから、これを国土交通省に十分その建物が建物として強度、地震等に耐え得るかどうかということの構造試験、評定試験を行った業務委託料915万

9,750円。これは評定をやった結果、国土交通省の方から大丈夫ですということでの認定は受けているようです。それと、外構の設計委託料が787万5,000円。これは町長がどうしようかあましようかという考えている中で、この外構設計委託料はその庁舎設計をするのをことしの3月31日まで延ばしているのです。当初計画をしたけれども、この外構設計については、ちょっと資料を持ってこなかったですけれども、延ばしているのです、その工期を。最終工期がことしの3月31日ということで、支払いもそういうことでされていると思います。この部分、この部分が1億3,340万余りかなと。当然町長はこれをむだにしないように、前の設計を十分参考にしてということを行っていますから、それを数字に置きかえてどれぐらいのそれが数字になるかわかりませんが、少なくともわかりやすくそのような町民からの税金が有効に使われるということの説明があれば。ですから、私はプロセスだとかそういう経過が大事だというのはそういう意味なのですから、そういうことがきちっと町民にわかりやすく説明がされていけば、私はもっと理解が深まったのではないかなというふうに思っている一人です。

この多額の税金がむだに使われないようにするにはということですが、私は先ほども比較の話をしました。37億は庁舎と多目的ホールが入ったお金です。町長は26億の基金の範囲内というのは庁舎だけです。今お金がないのだと。ブルーシートがかかっている児童館だとか保健センターが優先順位としては先なのだということです。それはそれで町長の姿勢で、考え方で、ではそのお金が庁舎建設の基金の中から支出をされるかということになりますと、まだ議会の方にも庁舎建設の基金の取り崩しについて、それ以外に使うという提案はされましたか。公共施設の整備費補助金というのが約9億5,000万ほどありますけれども、これについては公共施設の整備の使い勝手でいいわけですから、この保健センターをつくるのについても取り崩しをされて、そしていわゆる入札の差金が出たので、またそれを戻すということで補正に上がりましたから、それはそういうことではないと思うのです。だけれども、庁舎建設に限ってはそういうことを別々にやったときに、これは専門の方はよくわかっているのだと思うのですけれども、私はわかりませんから間違っていたら大変申しわけないのですけれども、あわせて事業を行えば、あわせて工事を行えば、もろもろの係る経費のいわゆる経費率、経費、費用はそれで済みます。しかし、庁舎と多目的ホールということ仮に町長の任期中につくるということになれば、そういった経費は庁舎の部分についても何十%かわかりませんが、こちらについてもということになると、経費だけを比較しても私は多くかかっていくのではないかなというふうに思っているのです。

ですから、私はこれから町長が庁舎建設について具体的に進めていこうと思うのですけれども、その折にもそのときどきに今現在は半数近くの議員が反対をされているわけです。

「[そういうことで執行部に任せるのが当たり前だろう…
…]と呼ぶ者あり」

○6番 金子正一議員 これから仕事を進めていく上でその、そういう考え方で否決をされた議員の

同意を得るような努力をする必要があると思いますけれども、お伺いします。

〔「自分が反対なんだから……」「自分がもっと……」と
呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 静粛に願います。

久保田町長。

○久保田文芳町長 反対された方の皆さんにも、もちろんこれは協力していただけるようお願いをしたいと思います。また、全員協議会の中でも基本的な考えは話をしたと思うのですが、私の方ではしたつもりだったのです。それに対しての質問が幾つかありましたけれども、丁寧に答えさせてもらったつもりでもあります。もし進める中で何かあった場合には、相談をしてもらえればと思います。庁舎を皆さんと一緒にやっていきましょう。よろしくお願いします。

○中川健治議長 金子議員。

○6番 金子正一議員 いや、町長、ありがとうございます。その言葉が今出なくて、前から、どうでしょうかということが出ていけば、もっと早く解決をしたし、町長がお互い話し合いが足りないのではないかということが、この差が詰まっていたと私はそんなふうに理解します。町長がこれからのいい庁舎を皆さんと話し合っつけてつくっていきましょうということですから、予算は可決されていますから、よほどのことがない限りそういう形で進んでいくのだらうと思いますけれども、ぜひ町長。町長は、全協で話したつもりだとは言いましたけれども、私はそういう理解がないものですからお伺いしたので、これからは折に触れ、お互いの話し合いが行ったり来たりではなくて、正面からぶつかるような行政運営をお互いに努力をしていきたいと、こんなふうに私は思います。

以上で庁舎建設についての質問は終わります。

○中川健治議長 暫時休憩します。

〔午後 2時20分 休憩〕

○中川健治議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 2時35分 再開〕

○中川健治議長 金子議員。

○6番 金子正一議員 それでは、2問目の学校教育について、教育長にお伺いしたいと思うのですが、このたびは教育長には昨日の就任について、まことにおめでとうございます。これから4年間町教育行政のためにぜひご尽力をいただきたいと、そんなふうに思う一人であります。

それでは、質問をさせていただきます。教育長は前の答弁の中で、夏休みを短くしました。これはゆとりある学校行事、そして学力の向上を目指した学校運営を進めていくということの考え方から、そういった長期休業期間の短縮をしたのではないかなというふうに思っております。こういっ

た教育力を高めていくということについては、いろいろな要因があるわけですが、私はその中で3点について。一つは、教育をしていくということになれば、当然学校の教育環境の整備が必要だと思えます。現在大変あちこちで災害が起こっていますし、その中でも地震等の被害は今年の10月23日の新潟の中越地方を襲った地震に、あるいはまた阪神・淡路の大震災ということに裏づけられる部分があるわけですが、そういうことを踏まえて邑楽町では高島小学校を皮切りに、昨年は邑楽中学校、そして17年度は長柄小学校校舎の耐震の補強工事ということで進められております。あと残るのは南中学校、それから東小学校とこうなるわけですが、そういうことが残っているわけですが、これらについても十分そういった補強工事が施されて、安心した校舎、学校ということでこれからも努力をしていただきたいと思いますと思うのですが、特に私は小さなお願いというか、考えをお聞きしたいわけですが、18年度の予算の要求がそろそろ始まると思えます。12月の定例議会の質問ではちょっと遅いのかなということで、前もって教育長に十分吟味をしていただく中で、予算の、あるいは学校の経営を進めていただきたいと思いますということでお願いするわけですが、一つは、教育環境の整備で大変暑い日が続いたということで、各教室に扇風機の設置の取り付けはどうでしょうかということをお聞きしましたところ、町は17年度は福祉の関係ですとかほかに使う予算があるので、なかなかそちらには回らないということでしたが、この子供たちがクーラーとは申しません。教室に扇風機等の取り付けをどう考え、どう予算に反映させていくかということが1点。

それから、学力向上対策の中で16年度については、県が示した教育基本の中での町費の町独自の指導助手制度、いわゆるマイタウン・ティーチャーということをおっしゃっているわけですが、そういうことの充実を図る必要があるのではないかなというふうに考えているのですが、残念ながら17年度はその指導助手を半分に減らしてしまったという経過があります。12人いたのが6人になったという経過なのですけれども、これをやはり少人数学級をすることがある面では学力の向上の対策にもなりますし、わかりやすい事業の展開もできるのではないかなというふうに思っているのですが、この点についての取り組み、これをどう18年度の中で反映させていくかと。

3点目ですが、3点目は現在進行していると思うのですが、6月の補正予算で不登校対策の支援実践研究事業委託金ということが県から交付をされています。金額は多い少ないではないと思えます。金額は少額なのですが、交付されておりますが、この研究事業の内容と取り組み結果。その報告をお願いしたいと思うのですが。

○中川健治議長 川田教育長。

○川田定昭教育長 金子議員の質問に答える前に、先ほどちょっとお話がありましたので、議員の皆さん方にお礼を言わせていただきたいと思いますというふうに思いますが、貴重な時間をいただいて申しわけありませんけれども、昨日は教育委員の選任ということで、また10月1日から再任をいただきましたので、気持ちを新たにまた頑張りたいと思っておりますので、これからも議員さん方のご協力、ご指導をよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

それでは、金子議員のご質問に答えていきたいというふうに思います。3点あったと思いますが、第1点は、子供たちの教育環境の整備ということで、扇風機の設置をどう考え、どう予算化をしていくかというご質問だと思います。この扇風機の設置につきましては、教育委員会としてはぜひ設置をしたいという方向で考えております。したがって、できるだけ早い機会に財政の方をお願いをして予算化をしていきたいというふうに思っております。

それから、2点目の学力向上対策にかかわるマイタウン・ティーチャーのこれは増員ということによろしいのでしょうか。昨年までいろいろ雇用対策費ということで県のいろいろ補助金をいただいて、各学校2名のマイタウン・ティーチャーというような形でお願いをしてあったわけですが、17年度は県の補助金がなくなったということで町の財政状況をいろいろ考えて、半数近くに減らしてお願いをしているという状況があります。このことにつきましては、その成果がどういうふうに出ているかということは詳しいことは把握しておりませんが、私が聞き及ぶ範囲では非常に一人一人の子供に対する手が入って、子供が落ちついて勉強しているというようなことも聞いておりますので、そういう意味では非常に子供の生徒指導の面でも、学力向上の面でも非常に有効に活用できているのかなというふうに思っております。いろいろ人数的な問題もあると思いますが、これは学校の校長等ともいろいろ相談をしながら、状況をきちっと私どもで把握して、もし必要があれば増員するように当然要求していきたいというふうに思っております。

それから、3点目ですけれども、6月補正の不登校対策推進研究費というのですか、これは多分県の方に邑楽町から研究員でセンターの方へ行っているわけなのですが、その長期研修員の地元でその人が子供たちとコミュニケーションをとれる場所をつくってくださいというような、そういう研究費だと思うのです。ですから、それを今長柄小学校から1名行っていますので、この耐震にあわせてやっています。その中身についてはもし必要であれば、課長の方から答弁させていただきたいと思いますが、そんな状況です。

○中川健治議長 金子議員。

○6番 金子正一議員 第1点の教育環境整備については、教育委員会としてはぜひ取りつけについて考えているということですので、大変厳しい予算の中ではあると思いますが、ぜひ子供たちのためにお願いをしたいと思います。そして、また町費負担の制度についても、教育長がお答えがあったとおり生徒指導面、それから学習面についても、私はきめ細かい指導ができると思いますので、ぜひこれまた18年度については、16年度に戻した形で努力をお願いしたいと思います。

3点目の関係については、私は教育長の今の答えですと、県の研修センターの方へ行っている方の先生のいわゆる支援を、そしてまた不登校の児童生徒のための問題をどうこれから考えていくかということのようでありますので、ちょっと視点を変えまして身近な部分で、実は邑楽町には不登校の対策として、平成7年度から町の公民館に教育相談室、それから平成10年度には適応指導教室が設置されております。私もときどき相談員さんなり指導員さんにおじゃまして、いろいろ話を伺

う機会はあるのですが、その中で16年度の行政実績等を見ますと、この相談業務、そして適応指導教室の業務というのは年々多くなっているようであります。加えてその相談の内容が大変多岐にわたって、難しい問題になっているというようなお話も聞いています。16年度では相談員が1名で、これは延べですけれども、約530件の相談件数があったようです、事業実績を見ますと。それから、指導業務の先生も、指導員も1人ということで、これまた指導業務では377人の児童生徒の方をいろいろ指導しているというような実績のようです。その学校あるいは適応等ができないということは、何らかの問題、何らかの悩みを抱えていて、学校にも行けない、そして結果として登校ができなくなってしまうというような状況だろうと思いますので、臨時の先生、相談員が1人、指導員が1人ということでありますけれども、これまた予算に関係するわけですが、きめ細かな指導業務を進めていく上で、やはり相談員あるいは指導員の増員の考え方をお伺いいたします。

○中川健治議長 川田教育長。

○川田定昭教育長 今適応指導教室の教育相談並びに指導ということでご質問があったわけですが、今現状、邑楽町では不登校児とよく言いますが、不登校というのは学校へ行かないのではなくて、行きたくても行けないそういう子供で、非常にいろいろ相談にのってやらなければならないという大事な使命が教育委員会あるいは学校にあるかなというふうに思っています。現状、小中学校合わせて今邑楽町では11名の子供たちが学校へ登校できないで今おります。その11名のうちで今年度は適応指導教室に通級している生徒は5名現状ではいるわけです。小学校、中学校合わせてですけれども、どちらも教育相談の方も1人、それから適応指導教室の方の指導の方も1人ということで、先ほど金子議員が申しましたように相談の方もいろいろな相談がひっきりなしにあるというような状況で、1人で非常に大変な状況であるという状況を聞いております。それから、指導教室の方もいろいろな面で小学校、中学校いますし、あるいは男女の関係もありますし、いろいろな面で指導が1人では人数的には5人ということで少ないように感じるのですけれども、5人ではちょっと指導上大変な面があるというお話も聞いております。

私が今考えておりますのは、これは邑楽町の教育研究所というのがありまして、その中の一つの組織の中の段階でやっておりますので、教員の研修については校長、教頭先生を中心にして先生方を各学校から何人か招集をして、班に分かれて研修をしている状況があります。その所長に私が、私というか教育長が所長になっているわけなので、私もそちらの方の正直言ってなかなか毎週やっている研修に参加することもできませんし、いろいろな面で不都合が生じていることは事実であります。その辺のところ、少し町の教育研究所の組織をもう一回よく研究し直しをして、その中でもし増員が必要であれば、これもまた財政との関係になってくるわけですが、要求をしていかななくてはならないのかなと、そんなふうに考えております。

以上です。

○中川健治議長 金子議員。

○6番 金子正一議員 ただいま教育長が答弁されたとおり、これは一つどれをとっても大変大事な教育の指針だと思います。したがって、これから積極的に推進をしていただくように頑張っていたきたいと思います。

それでは、三つ目の質問をさせていただきます。第5次の総合計画についてであります。平成18年度を初年度といたします第5次の総合計画が現在策定中かと思いますが、その策定をするに当たりましてアンケート調査2,000人、そしてそれとは別に公聴会等を十数日に分けて実施したようであります。このアンケートの結果、それから公聴会とのいろいろ町民の方から意見が出されたかと思うのですが、これらをこの第5次の総合計画の中にどう位置づけて生かしていくのか。10年後の2015年の状況を目標年次とすると思いますので、これらの内容について担当課長からお答えいただきたいと思います。

そして、また2015年の町の姿、将来像については、町長としてどのようなまちづくりについての計画に反映を、あるいは考え方を示していくのかお伺いしたいと思います。

○中川健治議長 石井企画課長。

○石井節雄企画課長 第5次の総合計画を策定するに当たりまして、現在策定中であります。そういう状況の中で現実を踏まえまして、これからのまちづくり、この中で何が必要なのか、担当としては余り欲張らず、ただ町の将来像を考えた中で町の夢というのも当然必要になってきております。そういうものを十分踏まえ、アンケートあるいは公聴会で多くの意見が寄せられておりますので、その辺を十分に検討した中で策定をしていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 10年後につきましては、やはり町民が安心して安全に、そして元気に暮らせる町、そして便利で環境のよい町を目指してやっていければと思っております。いろいろこれからは財政的な面を考えると、ソフトの面になってくると思いますが、総合計画というものにつきましては、やはり夢の部分も入れておき、財政が許す場合にはそれを県なり国なりに要望し、いつでもできるような体制も必要な部分もあります。ですから、現実的な部分だけではなくて、やはり夢の部分も必要かと思っております。地に足のついた、実際は計画を立てたいわけではありますが、プラス夢の部分も入れておきたいと思っております。

○中川健治議長 金子議員。

○6番 金子正一議員 第4次の総合計画の積み残しをした部分もあると思います。なければそれで理想なのですけれども、そういった面もあると思います。今町長の方から10年後の町の姿については、安心で、そして安全な町、そして町民の皆さんが元気が出るようなまちづくりを目指したいということを大きなテーマと掲げたいと。そして、現実的な面だけではなくて、夢の部分も加えた中でやっていきたいというふうな話がありました。10年先のことを目標とするわけですので、いろい

ろその夢ということは大変大切な部分だと思いますので、大きな夢を膨らませていただいて、この第5次の総合計画が立派なものになるように頑張っていたいただきたいと思うわけです。

そういうことを考えますと、第4次の計画は約2年ほどの時間を費やした中で計画を緻密に練ってきたと思うのですが、しかし、第5次については10カ月ほどの時間で町の状況に合った策定をしていくのだと思うのですが、そういう点時間が多いからいいということではありませんけれども、そういったことを考えますと、町長が答弁されたようなことがどれだけ肉づけされて、どれだけ具体的な事業として計画ができるのかなということもあるわけですが、いずれにしても精いっぱい努力をしていただきたいと思います。この計画を実行に移すということは、今町長も答弁されたように予算の財政的な問題があるわけですが、この計画目標を実現するための財政運営の要件、これは前にもいろいろ議論があったかと思うのですが、各年度の財政についての推計見通し、いわゆる財政のシミュレーションについて、やはり基準を何年度に置くか、それで将来人口をいつに置くかというようないろいろな計数等もあろうかと思いますが、それらを正確に出す中で、その財政推計、いわゆるシミュレーションを考えていくのだらうと思いますが、大変今国の財政状況も三位一体改革等の中で、国からの交付金あるいは税源の移譲、そして交付金など不明確な点があるわけですが、この状況を踏まえて財政推計をどんなふう考えているか。その辺がもしわかればお答えをいただきたいと思いますが。

○中川健治議長 小林総務課長。

○小林徳義総務課長 ただいまの議員の話にもありましたように、不透明部分が確かに多岐にわたって多くありますので、推計そのものがどこへどういうポイントを置いて推計をするかによって大変差異が出てきますので、正確性を期してやるつもりではございますが、現実との乖離がどのような形で生じるかということについての不安といいますか、それも今大変胸の内にひっかかっているところではございますが、誠心誠意仕事としては取り組みたいと、そういう考え方を持っております。

○中川健治議長 金子議員。

○6番 金子正一議員 邑楽町の総合計画は18年度から第5次の総合計画ということで入るわけであり、ここ数年不透明な部分が大変多いわけであり、この計画を策定するについては大変苦労も多いかと思うのですが、ぜひ邑楽町民のために立派な総合計画を策定していただいて、そしてその計画が一日も早く実行に、実践に移せるようなそのような努力をお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◇ 大 野 栄 議 員

○中川健治議長 21番、大野議員。

○21番 大野 栄議員 最後の一般質問になりました。立沢議員から国政選挙のさなか、大事な選挙で自民党と民主党の二大政党云々という話がありましたけれども、私は、2日後に総選挙の投票を

迎えますが、これから4年間、国の行方をどうするのか大切な選挙だと思います。小泉総理は、この選挙を郵政民営化にマルかバツか、簡単な選択だということでテレビ等で訴えているのをよく拝聴いたしますけれども、国民の第1は年金、それから保障、それから2番目には雇用、3番目に郵政問題だという形で報道されているようですが、あのパフォーマンスで大分ごまかされてしまう、そういった面があるのではないかなと思います。この4年間の間、小泉総理はサラリーマンの増税、消費税の値上げ、自民党も民主党も大体消費税を値上げしていくということもはっきりされてきていると思います。ですから、二大政党では同じような闘いの中で、政党だって郵政民営化は国民にとって百害あって一利なしの問題だというふうに思います。細かいことを質問したい方は、あと休み時間に十分と話を、なぜそうなのかと、百害あって一利なしなのかを説明したいと思いますので、個人的に来ていただきたいと思います。そして、大事なのは、また憲法9条の平和の問題の選択も大切な選挙であると思います。邑楽町の投票率が上がるように期待しつつ、次、一般質問を順次していきたいと思います。

第1問は、アスベスト問題と石綿水道管の問題ですけれども、政府の規制おくれが大きな問題になっているアスベスト、いわゆる石綿ですが、健康被害防止が著しく立ちおくれた行政責任などを含めて、これから国は精査する必要があると思います。新聞報道で随分出ているのですが、兵庫県の尼崎市のクボタ工場周辺の石綿問題等については、クボタの工場に近いほど中皮腫の死亡率が高く、全国平均の9.5倍と推定されているとの調査結果が公表されました。既に経済産業省はアスベスト製品の製造業務の健康被害に関する2回目の結果を公表して、がんの一種である中皮腫やじん肺の石綿被害死亡が451人と報告されました。これからもふえる可能性があると言われております。県内の労災認定の工場13カ所と過日の上毛新聞では報道されていますが、病状が出るのが20年、30年先と報道されている部分もありますし、健康被害の増大が心配されるところです。

過日、館林市の第5小学校で天井の張りかえの調査をしたところが、アスベストの接着剤使用が発覚されて、またやり直して、夏休みが少し学校登校が自宅待機されたという新聞報道もされております。昨日の17年度一般会計補正予算の中で可決されましたが、アスベスト調査が公共施設、給食センター等いろいろありますが、まだ出ていないのですが、その結果を踏まえて、町の構えとしてどのような考えを持っているのかをお尋ねしたいと思います。

また、事業所の13カ所の中では、桐生の小倉クラッチ、あるいは曙ブレーキ工業館林製造所、館林市にありますよね。郡内では板倉の末広工業、それから、あとは千代田の横浜スレート工業、また千代田の新生熱研(株)群馬工場、邑楽町におかれましては日清紡績館林工場、既に廃止されているところもありますが、そういう労災認定をされているところです。ですから、そういったところで働いている方々が数年後にそういうような病状が出る懸念もあると思われます。そこで、個人のそういうのを国あるいは中で十分な対策で国が補償していかなくてはならないと思いますが、町におかれましてはその結果を踏まえた中で、どのような考えを持って調査をするのかということと、

また水道管の古い本管においては、石綿管が使用されていると思います。計画的に布設がえをしておりますが、その現況と課題もお尋ねしたいと思います。お願いします。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 アスベストの対策につきまして、どのように考えているのだということかなと思いますが、今各施設を各課ごとにそれぞれ調査をし、専門の設計屋等にも相談しながらいろいろ調査をするところがございます。もしその飛び散る、飛散するような状況にあった場合には、直ちに工事に入らなければなりません。ただ、もし安定した状況の場合には、その状況を見ながら進めていきたいと思っております。こういったタイルとかそういったものにも含まれているようなお話も聞いておりますけれども、安定したものであれば、特に害はないというようなことも聞いておりますので、その結果報告を受けた中で対応をとっていきたいと思っております。まだ調査段階でありまして、こうだということが報告できませんけれども、今後はその結果を見た中で判断をしていきたいと思っております。

また、水道管につきましては、課長の方から説明をさせます。

○中川健治議長 石井水道課長。

○石井貞男水道課長 お答えします。

水道管の布設状況でございますが、平成16年度末の配水管の総延長は158キロメートルほどございます。そのうち石綿管の延長は20キロメートルほどございまして、比率は12.9%の状況でございます。また、石綿管の廃止につきましては、毎年1,000メートル程度実施しているところでございまして、石綿管のすべてを廃止するには試算で約8億円の事業費がかかるというふうに思われます。水道事業会計としましては、平成16年度において4,000万円ほどの利益を計上することができましたが、17年7月末の総配水量は6万5,000立米ほど減少している状況でございまして、有収水量は横ばいの状況でございます。企業会計としましては苦しい状況ではありますが、今後とも石綿管の布設がえを積極的に進める努力をしてまいりたいというふうに考えております。

また、石綿管を通過した水道水の健康影響につきましては、厚生労働省が平成4年に改正しました水道水質基準の検討時にアスベストの毒性を調査いたしましたでしたが、アスベストは呼吸器からの吸入に比べ、口からの摂取に伴う影響は極めて小さく、水道水中の問題となるレベルにはないということで、水質基準の設定は行っておりませんでした。また、世界保健機構WHOが策定、公表しております水道水、水質ガイドラインにおいても、飲料水中のアスベストについては、健康影響の観点からガイドラインを定める必要はないと結論されておまして、石綿管を通過した水道水を飲用しても、健康上の影響はないものと考えられております。また、町内上水道指定工事店に対し、過去に石綿管を取り扱う作業に従事したことのある方の健康診断の受診、健康手帳の制度、それから労災補償制度、水道用石綿管の撤去作業等における石綿対策の手引き等を送付をいたしまして、周知を図っているところでございます。

以上でございます。

○中川健治議長 大野議員。

○21番 大野 栄議員 町のアスベスト調査については、結果が出次第、前向きにその対策に乗っていくということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。また、給配水の石綿管使用については、約12.9%の20キロメートル程度あって、金額にすると8億ですか、かかるということですが、企業会計云々ということですがけれども、水道会計もご承知のように県水の受水料が高かったために赤字ということが今までありました。そして、県と合議する中でその県水の受水を下げさせていただきつつ、それが下がったために持ち出し金が少なくなったので、四千何百万ですか、その黒字が出たのが決算に計上されていると思ひます。そこで、町長にお尋ねしたいのですが、水というのは特別会計のみではなくて、一般会計の性格なんかも含まれていると思ひます。ですから、そういう形で人体には健康上は問題ないということのようですがけれども、町も石綿管の布設がえは順次年次計画でやっておりますので、例えば5年計画とか7年計画だとかいう形の12.9%の石綿管布設については、布設がえを一般財源を入れる中でやっていく課題ではないかと私は考えますが、町長の答弁を求めます。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 石綿管につきましては、鋼管に順次かえているところでありますけれども、このアスベストの問題、安全とはいえ不安もあるかなというふうに思ひますけれども、できるだけそういったものを交換していければと思ひます。そういった一般会計の方からも少し協力してやれというようなお話であります。担当の方と相談をしながら進めていければと思ひます。

○中川健治議長 暫時休憩します。

〔午後 3時19分 休憩〕

○中川健治議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 3時35分 再開〕

○中川健治議長 大野議員。

○21番 大野 栄議員 次の質問に移ります。

庁舎等の建設についてですが、昨日の補正予算の中で庁舎建設に向けた予算案が可決されました。いよいよ庁舎建設に向けて歩み出すこととなりますが、けさの新聞報道を見て多くの町民がやっと庁舎の建設に向けての議会が、町が動き出したと喜んでいる方々がほとんどいらっしゃるのではないかとおぼわれます。実は、昨日本会議が終わりまして自宅に帰りましたところ、山本理顕さんから、佐川急便から宅急便が届いてまして、何か分厚い本のように、書籍という形になっていました。留守番の年寄りが私の名前でしたので、受けて置いてあったのですけれども、早速佐川急便へ電話

して、その日のときに私はそういう建設企業と議員のかかわりは持つ必要はないし、持ちたくないと思ひまして、何が入っているかはわかりませんが、着払いですぐに発送しているから、もう既に届いていると思ひます。

そのように私になぜ来たのかかわらないのですけれども、一応山本理顕は前回私の前に3人の議員が庁舎等の質問をされました。昨日の庁舎の補正予算の中で十分に話をして、補正予算の質疑にもかかわらず一般質問のようにただしたり、自分の意見を言ったりというふうなキャッチボールの場面も多々ありました。しかし、補正予算が可決されて庁舎建設に向けて歩んだわけです。そういった点ではバックギアを入れずに進んでいかななくてはならないと思ひます。私の前の議員のいろいろ一般質問を聞いていますと、かなり感情的で大きな声で2問目、3問目は静かになされたのですけれども、大きな声で、しかも100万円の件というのは自分自身の問題で業者を呼んで、どういう形なのかということで課せられた問題を、よくもまああそこの中で山本理顕の提出されたものをできるなというふうには個人的に考えました。やっぱりそういった点では山本理顕の建設は100万円請求をして、皆さんから契約をしてないのに請求は何だと、いろんな方に詰められると、それはでは破棄しますみたいな形で決着がついたのですけれども、何でそんないいかげんな業者なのだろう。そしたら何で請求なんか出したのだろうと、不思議で不思議でいまだに不思議です。でも、町は当然請求が来ても契約をされていないから、恐らく出す必要ないし、出さないと思ひますが、会社みずから支払いの請求を却下するということをみずから社長の口からありましたで、手続ミスということで却下しましたので、お認めになったと。いいかげんな会社だなと思ひます。

そして、私の前座の中で、法律問題、法律にひっかかるのではないかと、二重契約ではないかと過去にそれはもう試され済みで、答弁もされているのです。26億円の範囲というのは、その範囲で読んで字のごとく範囲なのです。幾らですかと、26億円の範囲と言って、何回も同じことを言わせている。26億円の範囲というのは読んで字のごとく、10億、15億、20億、26億までが範囲ですから、これから皆さんと協議して決めていくということですので、何回も同じことをとっかえ、ひっかえ、ほじくっていると私は思ひます。

昨日、庁舎建設に向けて可決された以上、それが1人でも2人でも多ければ可決、否決、いろいろあると思ひますけれども、議会の我々の議決権というのは採択、不採択、それしかないのです。全会一致あるいは賛成多数、賛成少数と、そういう3種類しかないと思ひます。その中で可決、否決が大変な町民の生活にじかに響く問題、いろいろあると思ひます。それを可決されても半数は反対なのだから、やれどうだとかいうことを言っていますけれども、可決は可決なのです。ですから、これは1人でも多ければ可決、庁舎建設に向かって歩み出したわけです。それでゴーサインがされたのですから、当然町長が2年の間に18年ですか、18、19、2年間計画で新聞報道によりますと書いてありましたけれども、そのように建設される方向でいくと思ひます。いつまでもいつまでもとっかえ、ひっかえ、過去のこれがどうだ、あれがどうだと言っても、いい結果は私は出ないと思ひ

ます。ですから、もう決まった以上は一日も早くよりよい庁舎をみんなで作っていく。それが私はベターではないかなというふうに思います。

そして、多目的ホールのことについてもいろいろ出ていますけれども、私はやっぱり町長の言っていることはもっともだと思います。今財政的には厳しいと、つくらないのではないのですよ、町民の要望の多い順位からそれは考えますということだと思います。ですから、私はそういう時期が来たときに公民館を利用しているあらゆる団体の代表者と協議を進め、町にとっても利用者にとってもよい方向に結論を出すべきだと私は思います。その方法は私は3通りあると思います。それは私の個人的な考えですが、文化会館を建設する費用、莫大にかかります。何億、8億から10億、使いますけれども、そういうふうな建設資金がかかります。その維持管理があります。そして、当然利用料、使用料を徴収、今の利用の団体から取らなくてはなりません。そういう形で1年に1回の発表会、それに投資するそういった問題、率直に町の財政、利用回数等をいい方向に、利用者も町もいい方向に結論を出すべきだと思います。そして、千代田、大泉の文化会館の空き状況、大泉は6割程度利用、千代田は3割程度と前の一般質問の中で発言がありましたけれども、そのように受けとめておりますが、それを利用する方々。そして、町民が1年に1回か2回の発表会にそれを利用したときに補助金を出していく、そういう方法も一つの方法があると思います。そして、今ある公民館の改築、今までどおり無料で使っていく、いろいろな形があると思うのです。ですから、文化会館いわゆる多目的ホールと言われておりますけれども、そういうのをつくる時期が来たときには偏った団体だけではなく、多くの公民館利用団体があるわけですから、率直に町の財政を話し、利用者にとってもいい方向、町にとってもいい方向を編み出すことができるのではないかと思います。

でも、何回も同じことを町に尋ねたり、議員を通して話したりということもありますけれども、きのうの後藤議員の庁舎建設の問題について町長にお尋ねしますということで、文化協会の方々のある人の一方的な確認もせずに発言しました。本間議員の全協の中では、私はその隣にいました。後藤議員の聞いたこと、発言していることは全く誤解です。町長も心外ですということと言われていましたように、もう少し穏やかに自分たちの利用が気持ちよくできるために、角を突き合わせるのではなくて、町にとっても自分たちの利用団体がいい方向に時期が来たときに話し合っていく。そういう方向が私は望ましいと思います。ですから、これから町長は全員協議会の中で自分の考えを伝えたわけですが、それに反対する議員は十分な話し合いがないというふうに一点張りですけれども、とんでもないことです。やっぱり十分な時間をとって庁舎建設について、補正予算の中でこういう形でやっていきたいという町長の話がありました。そのときに議長から、「何か質問、意見ありませんか」ということで再三お尋ねして、そして「ない」ということは、それで進んでもよいというゴーサインだと一般的には思います。

そして、きのうの補正予算のところに入りましたら、何か口裏を合わせたような形に思われるよ

うな、私の個人的な考えですよ。はいはい、はいはい手を挙げて、一人が3回程度ですね、かなり多かったですね、発言があった。それは全員協議会の中で当然話が出てくる筋のものではないかと一般的には思います。ですから、十分な話し合いがないというの、全く私はそんなことはないと思います。これから十分に話をしていくわけですから、今まで話したくても予算がないわけですから、建設についての話なんかできるわけないと思います。今度は予算をとったわけですから、その庁舎を建設に向けてやっていかななくてはならない。過日の地震のときにもプレハブの南庁舎は蛍光灯が落ちてきてひどい。災害はなかったわけですが、今床もぶかぶか、ひどいところで職務をしています。一日も早くつくっていかなくてはならないと私は思います。ですから、きのう庁舎建設について可決されました。そして、これから順次相談しつつ、これを建設に向けてこまを進めていくわけですが、町長のはっきりした決意を伺いつつ、次の質問に移りたいと思います。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 議員のおっしゃるとおりでありまして、ゴーサインが出たというふうに受けとめておりますので、これから計画を立て、そして基本設計の準備に入っていくように、そして室長の方ももうやる気満々でありますので、皆様のご協力をいただけますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 大野議員。

○21番 大野 栄議員 ぜひとも私たち議員の任期以内に、先ほどの中でも出ていましたけれども、小さな庁舎でも大きなサービスができるような、ぜひたくではない適正規模の庁舎をこれから執行者とともに、議会も協力してつくっていきたいと思います。

次の問題に進みます。次は国保運営と課題ということですが、国民健康保険はどこの自治体でも赤字が多く、一般財源の繰入金で支えられている部分もあると思います。老人保健の被保険者が17年度より70歳から75歳に引き上げられまして、その部分の医療費は国保にきて個人負担3割に上がっております。またその分の医療費は上昇することは間違いないと思いますが、そこでお尋ねしますが、16年度の決算の内容と今後の課題について、所管の課長はどのように考えているのかをお尋ねします。

○中川健治議長 増尾保険年金課長。

○増尾隆男保険年金課長 お答えいたします。

国民健康保険は、高齢者や低所得者が多いという構造問題を抱えていることから、一般会計からの繰入金に支えられているのが現状です。高齢者の年齢は70歳以上であります。老人保健法の改正により70歳以上75歳未満の方は前期高齢者と申しまして、老人会計からの支払いではなく、国保会計から9割分（一部8割があります）の支払いをしていますので、歳出の伸び率の要因にもなっています。16年度決算状況では、歳出総合計で21億2,289万円余の金額で、前年度比10.5%の伸びを見ています。歳入では最も伸び率の高いのは療養費、療養給付費交付金で、前年比37.7%増加し

ています。町としましては一般国保から退職国保に切りかえをお願いし、国保財政の安定を図るよう努めています。一般会計繰入金としまして2億991万円余の金額を繰り入れしていますが、このうち1億1,206万円余の金額を法定分と、9,785万円が法定外の部分があります。この9,785万円の内訳は、福祉医療高額精算分として1,241万円、税負担不足分として8,544万円であります。歳入総合計で22億8,752万円余の金額で、前年度比11.5%の増加であります。歳入歳出差し引き残額で1億6,462万円余の金額であります。15年度からの繰入金1億3,105万円余を仮にゼロ円とした単年度収支で計算した場合は、3,356万円余の残金でありますので、非常に厳しい状況であります。国保税の未収をいかに減らし、保険給付につきましてはいかに抑制することができるか大きな課題であります。17年度は国の補助を受けながら健康ウォーキング等の事業に取り組み、被保険者の健康管理に役立てればと思います。

以上でございます。

○中川健治議長 大野議員。

○21番 大野 栄議員 今所管の課長から16年度の国保財政の決算の報告が話されたわけですが、非常に財政的に厳しい。一般財源の繰り入れが2億991万あると。その中には法定部分と法定外があるのだと。福祉医療も含めて法定を外しますと、純然たる一般会計の繰り入れが8,544万ありますよという報告だと思います。

さて、今太田市は合併されまして、過日の新聞の報道によりますと、国保税が太田市の最高で統一して不均一課税ということで5年間でそれを解消していくのだというふうなことの報道もされております。合併の恩恵が期待外れというようなことも言われております。そういった中で邑楽町の国保の財政の値上げというよりも、私は町長にお尋ねしたいのですが、これはかなり滞納も含めていろいろあると思いますけれども、8,544万の純然たる一般財源の持ち出しであると。それでは下水道等はどうか。下水道は市街化区域の中で2億1,000万も入れていると。それから、もちろん国保の被保険者に準ずるわけですが、老人保健の拠出金が国保会計から4億9,000万。介護保険の納付金が1億5,000万。これをみんな約6億5,000万のお金が国保財政から老人保健、介護保険に行っていると。そういったことを見ますと、国保の被保険者がお年寄りをめんどろ見ていると言われても過言ではない部分もあるのではなかろうかと私は思うのです。ですから、まだまだ大泉さんは合併の説明のときに1億5,000万の赤字ですよということを言われましたけれども、邑楽町もそういった点の特別会計の対比をしてみますと、まだまだ一般会計の繰り入れでクリアしつつ、今後の秋に決算の国保運営審議会の会議に入りますけれども、町としての基本的な考え方でもってその国保税の据え置きで考えていく、一般財源で補てんしていただくか、あるいは値上げをしていくということを秋に結論を出しつつ、町は動いていかななくてはならないと思うのです。ですから、そういった点では下水道あるいは国保の財政もかなり持ち出しはありますので、今純然たる法定外の持ち出しは8,500万程度ですので、何とか給付をしないような保健センターをつくっていく

中での新たな考えにつながればなと思うのですが、この辺について町長のお考えをお尋ねします。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 大変国保税につきましては苦しい部分がありまして、会社を退職したり、自営業の方、また低所得者の方々等が利用していただいているわけですが、そういった部分では町としてもめんどろを見なければならぬという気持ちも持っております。しかしながら、先ほど申されたとおり8,544万円の負担、法定外を抜くとということでもあります。また、町単独で3歳以上で6歳未満ですか、の就学前の児童に対しての3割負担ということで、町の方で福祉課の方から負担もしているわけでありまして。いろいろな部分でまた滞納者につきましても、大変おります。最近では低所得者が大変多くなってきたということで、徴収も悪くなってきていると。昔は高額の方も結構いたということでありますが、最近では低所得者もふえてきて徴収が悪くなってきた。そこへきて値上げをすると、さらに滞納者がふえてくるのではないかとというような懸念もあります。かといってそのままというわけにもいきませんし、またこの運営をする上でも、特別会計の部分で考えますと、運営がスムーズにいくような方法を考えなければならぬと。大変その値上げをした、しかし値上げをすれば滞納者もふえる。いろいろ両方から挟まれて大変なわけでありまして。ただ、しかしながら、一般の保険と違いまして、弱者の利用している保険だということもまずは考えなければならぬ。そういった部分では町としてもある程度の応援はしていかなくてはならないというふうにも考えているところでございます。しかしながら、この運営の部分でも厳しいものがあるので、一度検討する必要があるだろうということで、諮問をした中で一度検討してもらおうということも必要だろうということで、この委員会の方をお願いをしてみようかというふうには考えているところでもあります。

なかなかこれといった回答ができませんけれども、大変苦しい状況の中にあるということをご理解いただければと思います。いろんな角度からそういった人たちは守りながら、しかしながら、運営ももう少しスムーズにやりたいというところがございます。

○中川健治議長 大野議員。

○21番 大野 栄議員 国保の性格上、やはり弱者が多いと。その中の滞納問題もあると思いますが、福祉課に所管されると思いますが、生活保護者の率が邑楽町、郡内そうですが、かなり低いようです、全国平均より、群馬県の平均より。ですから、そういうようなアンダーラインの方たち、保険料の支払いが困難な方たちの家庭には積極的にそういう適用の指導も必要ではないか。そういうふうには私は思いますけれども、これからは国保運営については弱者が多いということを頭に、町長答弁がありましたように念頭に置きつつ、運営の健全化に努力をしていただきたいと思います。

それでは、最後の質問に入ります。最後の質問は、16年度の町長の実績についてです。決算審査意見書の中でも新規事業としては町道幹線19号などの緊急地方道路整備工事、邑楽中学校北校舎、耐震補強、大規模改造工事、南保育園移転改築事業、駅前駐輪場整備事業、中野東小学校校庭整備

事業等の施設整備に努められました。戸籍の電算化や高齢化の到来に先駆け、お年寄りの足としての広域路線バスの運行事業や子供たちへ夢を与えた南極昭和基地とのテレビ会議の新規事業が見受けられますということで、決算意見書の中にこういう形で報告されております。町長が就任以来初めての16年度は予算執行を100%やったわけです。そして、私はその中で一番最初に苦労なされたのが保育園の移転新築だと思います。私はそのときは所管が環境厚生常任委員でしたので、よく記憶しているのですが、当初の中で16年度建設をする予算がないということで大騒ぎした経緯がありました。そして、この中で町長がかわったばかりですから、町長選のしこりもありますし、もろもろの合併の問題もありますし、もうわんやわんや大変だったわけです。すぐに私は所管の当時の課長のところに伺って、県からの内示というのが本当にあったのかどうかを尋ねると、正式な内示はなかったと。そして、県の子ども課でそういう移転新築については大丈夫でしょうというゴーサインをいただいている。大分内示とは違うようです。

そこで、何が何でも新しい事業の中でこれは内示を取っていかなくてはならないので、所管の課長に強く申し入れて、すぐに県庁に行って町長と課長でお願いをしていった方がいいのではないかとということでありました。その間にいろいろ県議の方々等にお問い合わせしてきたようではありますが、最終的には国の予算がないということで採択ではなかったのですが、2年継続になるけれども、単年度ではないけれども、移転新築は内示があり、ゴーサインになったのが経緯です。ああ、よかったなと思ったのですが、ところが常任委員会の中、あるいはそれでもまだ足りずに当時の所管の課長のところに、単年度の建設ができないのは町長のせいではないかとか、担当のあれではないかというような形でかなり常任委員会の中でも詰めていたし、また当時の課長のところに詰めていたようです。私は、常任委員会の中の意見として、国が財政がないので、2年度で建設をするというのだから、それは仕方ないことだということを主張してきたわけですが、今は16年度、17年度の2カ年間でいい保育園が、いい時期にできてよかったなと思います。というのは、上毛新聞にここの7月22日、三位一体の緊急財政国支援見直し、10市町村の要望カット、保育整備が不採択。不採択は大泉も含めまして高崎、太田市、群馬町、大泉町の申請が不採択です。満額単年度でとれたのは吉岡町だけ。あとのところは2年継続というのですか。そういうのが大きく緊縮財政の中で国の支援が得られないのだということで報道されました。当時、そのときの議員が、町長がかわったから、ないのだからみたいなそういう発想をいたしたが、この記事を見てどういうふうに感じているのかなと私は思うのです。謝罪もないし、謝りもないし、言ったことは議事録に出ていますから、責任があります。そして、平成17年度の10市町村の要望カットです。この記事を私は読んで、邑楽町は本当にいい時期につくったなと私は思っております。ですから、そういった点では、我々議員は発言、行動、それらを責任を持ってやっていかなくてはならないと思います。いまだにその当時はそういうふう考えたけれども、あれは私の間違いであったということもありません。このままですっていいのですか。言いたいことを言って、自分の言ったことに責任を持たずに。町長

がかわったからではないでしょう。国のそういう予算のない緊縮財政の中で、17年度はさらに悪いわけです。そういった点で私は常に自分の言ったことに責任を持って、変更があった場合には、全協なりでやっぱりその趣旨の考え方、謝りだとかしないと、私は責任がとれているとは思っておりません。

さて、そういった点ではこの事業決算の審査意見書の中にいろいろ今私が朗読させていただきましたけれども、さらに町長の16年度初めての事業、また決算時期ということなので、町長みずから私はこういう事業を実施してきたということをお答えをお願いします。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 16年度の町長の実績についてということでご質問であります。主なものを述べさせていただきますと思います。余り費用のかからないところから、写真つきの職員の名札、職員の電話対応の統一化、あとは利便性の向上ということで公民館の利用時間の延長と、電話予約による住民票と印鑑証明の時間外交付、庁舎内の下足化、また各課の表示板の刷新、また町のPRといったしまして、写真つきの切手シートの製作販売、また新年賀詞交歓会、また南極昭和基地とのテレビ会議、また南極砕氷船のしらせの体験乗船。これは子供たちと一緒にしてきたわけでありまして、また、先日、子供の公聴会ということでやらせていただきました。また、町長車の公売、また芝刈り機の購入による維持管理費の削減、交通弱者対策、公共路線バスの開設、老人性白内障眼鏡等の費用の扶助、配食サービス自己負担額の引き下げ、これは100円ですけれども。生きがい活動通所事業の委託、福祉タクシーの充実、宿泊体験施設の補助、児童デーサービスの施設整備の補助金、また南保育園の開園時間30分の延長。ひとり親家庭対策のこれは補助ですね。次世代育成支援行動計画の作成、南保育園移転改築事業、南児童館、また北児童館、これの事業、中小企業の支援。これは商工会支援相談事業の補助金ということで、大変工業の関係の皆様方には喜んでいただいているところであります。下水道整備、6号、19号のこれは継続の部分もあります。また、駐輪場の整備、中野東小の校庭整備等々耐震やまた出産祝いのメッセージということで、生まれた方に窓口でメッセージを贈らせていただいております等々、継続等もありますけれども、こんな感じで事業をやらせていただきました。

以上です。

○中川健治議長 大野議員。

○21番 大野 栄議員 まだ一番大事なことがあると思います。四役を三役にして人件費の節税をしたということ、10%カットを三役はしているということ、それからあと退職者が16年度の中で11名いる中で、採用者は4名ですね。ですから、7名削減の人件費。高齢者ですから、退職する方は相当な年収600万、700万の方々が多いのではなかろうかと想定されますが、それが20人ぐらいの若い方たちになって、しかも7名、嘱託やなんかがふえているのでしょうかけれども、そういう形であると。

それから、あと児童福祉のことについて、ひとり親家庭対策ということを書いていたようだけれども、これは具体的に父子家庭の学童保育の半額補助というのを学童に納めることだと思います。そして母子家庭児の高校進学が1人2万円ですか、16年度の実績が出ていますね。これがやっと久保田町長になって、私は毎回言っていたのですけれども、それが実現の運びになったわけです。今いろいろ考えてみると、40近くですか、今あると思いますが、小泉総理は就任して4年間、町民泣かせのことばかり行ってきました。老人保健の改正だとか介護保険の改正、所得控除の限度額の減額だとか、また自治体については地方交付税の削減、また税移譲と言いつつ100%出さないで、義務教育費の国庫負担等々の削減等があります。本当に町民泣かせのことをやってきたわけですが、町の久保田町長はこの1年間、今申されたような町民が喜ぶ事業をわずか1年の中でこれだけ実現されてきたと。素晴らしいと思います。

それで、私は何だかんだ合併問題を乗り越え、また庁舎建設のごたごたも乗り越え、ようやく建設に向けて足を運んでいくわけですが、過日ちょっと調べてみましたら、邑楽町が合併して50年近くなります。それで初代の町長が大臈宇一さんです。この方が若くて47歳の町長です。久保田町長が当選した年齢は45歳です。50年の中で一番若い町長誕生ということになります。しかも事業は今町長が申された中身、私の補足も含めて、かなりハードにそれを実施している。こういう町長は50年来初めての町長です。もう少し自分のところに責任を持ち、町議会も評価しなくてはならないと私は思います。これは純真な気持ちです。そういった点ではもう少し張り切って自信を持って、議会も応援していますので、前に進んでいただきたい。17年度、18年度に向けてやっていただきたいと思います。

以上で50周年の記念事業もしなくてはならないし、計算したらちょうどそういうことです。私は30周年の合併の記念式典に参加しましたがけれども、もうそれから20年たっているのですね。ですから、それらも含めて力強く庁舎建設に向けて歩んでいただきたいという要望も含めて、私の一般質問を終わります。

○中川健治議長 これにて一般質問を終結します。

◎散会の宣告

○中川健治議長 以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。来る12日から16日までの5日間は、各常任委員会等の審査及び議案調査等のため、本会議を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 ご異議なしと認めます。

よって、12日から16日までの5日間は休会とすることに決定しました。

なお、あす10日から11日までの2日間並びに17日から19日までの3日間につきましては、休日に

つき休会となります。来る20日は午前10時から会議を開き、平成16年度各会計の決算について審議を行います。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

[午後 4時19分 散会]